

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 6 議案第1号 平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 7 議案第2号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 8 議案第3号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 9 議案第4号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第5号 平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第6号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 12 議案第7号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）
町長施政方針
- 13 議案第8号 字の区域の変更について
- 14 議案第9号 町道路線の認定について
- 15 議案第10号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第11号 太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 17 議案第12号 土地の処分について
- 18 議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第14号 年末年始の休館日等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定につい
て
- 20 議案第15号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第16号 太子町立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 22 議案第17号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更について
- 23 議案第18号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県
市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 24 議案第19号 揖龍保健衛生施設事務組合規約の変更について
- 25 議案第20号 兵庫県市町村交通災害共済組合規約の変更について
- 26 議案第21号 揖龍地区農業共済事務組合規約の変更について
- 27 議案第22号 平成19年度兵庫県太子町一般会計予算
- 28 議案第23号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 29 議案第24号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 30 議案第25号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
- 31 議案第26号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 32 議案第27号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 33 議案第28号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算

34 議案第29号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計予算

35 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

3 諸般の報告

4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

5 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

6 議案第1号 平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）

7 議案第2号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

8 議案第3号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）

9 議案第4号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第3号）

10 議案第5号 平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）

11 議案第6号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

12 議案第7号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）

町長施政方針

13 議案第8号 字の区域の変更について

14 議案第9号 町道路線の認定について

15 議案第10号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

16 議案第11号 太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

17 議案第12号 土地の処分について

18 議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

19 議案第14号 年末年始の休館日等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について

20 議案第15号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

21 議案第16号 太子町立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

22 議案第17号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更について

23 議案第18号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について

24 議案第19号 揖龍保健衛生施設事務組合規約の変更について

25 議案第20号 兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更について

26 議案第21号 揖龍地区農業共済事務組合規約の変更について

27 議案第22号 平成19年度兵庫県太子町一般会計予算

28 議案第23号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

29 議案第24号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

30 議案第25号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算

31 議案第26号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

32 議案第27号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算

33 議案第28号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算

34 議案第29号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計予算

35 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

会議に出席した議員

1 番	上 山 隆 弘	2 番	服 部 千 秋
3 番	長谷川 原 司	4 番	井 村 淳 子
5 番	中 井 政 喜	7 番	橋 本 恭 子
8 番	寺 本 明 男	9 番	横 田 六 郎
10 番	井 川 弘 美	11 番	花 畑 奈知子
12 番	佐 野 芳 彦	13 番	首 藤 亨
14 番	村 田 興 亞	15 番	橘 幸 孝
16 番	桜 井 公 晴	17 番	北 川 嘉 明
18 番	熊 谷 直 行		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	山 本 修 三	書 記	木 村 和 義
書 記	藤 井 仁 美		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	助 役	八 幡 儀 則
収 入 役	山 本 国 男	教 育 長	圓 尾 哲 一
総 務 部 長	佐々木 正 人	生活福祉部長	丸 尾 満
経済建設部長	富 岡 慎 一	教 育 次 長	塚 原 二 良
財 政 課 長	香 田 大 然	監 査 委 員	改 發 一 郎

議長あいさつ

○議長（熊谷直行） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

寒さの中にも早春の息吹が感じられる季節となつてまいりましたが、議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成19年第1回太子町議会定例会（第406回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえません。今期定例会では、平成19年度本町行政の根幹となる当初予算を始め人事案件、補正予算、条例の改正、組合規約の変更など、多数の重要案件を長期間にわたりご審議いただくことになっております。

さて、昨年1年間は、私ども地方自治体にとりましては激動の年でありました。政府は平成17年の三位一体改革の後を受けて、新た

に地方分権改革を推進すべく、地方の活力なくして国の活力なしとの考えのもと、魅力ある強い地方をつくるため、昨年秋の第165回臨時国会に地方分権改革推進法を提案され、12月8日に成立し、分権改革はようやく第2ステージに入りました。今後は、この法律に基づき、政府が作成する地方分権推進計画に地方の意見をいかに反映させるかが焦点となつてまいりますが、本町議会においてもあらゆる機会を通じて真の分権型社会の実現を目指して行動していかなければならないと感じております。

地方自治体にも徹底した行財政改革と効率的な運営が求められております。こうしたときこそ、我々議会に課せられた使命も重大なものであると考えるところであります。住民が希望を持って、安全、安心に暮らせる社会の実現に向け、これまで以上に住民ニーズの的確な把握に努めるとともに、政策提言機能

やチェック機能の充実に取り組むなど、約3万4,000町民の負託にこたえてまいっている所存であります。

平成19年度の町政運営の方針につきましては、後ほど町長からご説明がございまして、会期中には新年度予算審査のための一般会計予算特別委員会の設置も予定されているところであります。

議員各位におかれましては、格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、開会のごあいさつといたします。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長（首藤正弘） おはようございます。

平成19年第1回太子町議会定例会（第406回町議会）が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

春の訪れを殊のほか早く感じるこのごろでございますが、議員各位におかれましては、公私ともご多忙のところご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

平素は町行政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っておりますこと、まことにご同慶にたえない次第であります。

さて、今期定例会におきましては、予算案件として平成18年度補正予算案7件、平成19年度当初予算案8件、そのほか人事案件1件、条例案件6件、その他の案件8件の計30件の議案を提出させていただいております。ご審議をお願い申し上げます。

提出させていただきました各案件の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

定例町議会の開会に当たり、まことに簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~

（開会 午前10時05分）

○議長（熊谷直行） ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、ただいまから平成19年第1回太子町議会定例会（第406回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊谷直行） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番橋本恭子議員、8番寺本明男議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（熊谷直行） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの23日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月23日までの23日間に決定しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（熊谷直行） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案30件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手許に配っておきましたからご了承願います。

なお、このうち一部記載の誤りがあったので、訂正したい旨届け出がありました。したがって、その正誤表は既に配付済みですのでご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成18年度11月分及び12月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたからご了承願います。

次に、一部事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手許に配っております一覧表のとおりです。このうち改發一郎監査委員には、本日の会議のみ出席要求をいたしておりますのでご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（熊谷直行） 日程第4、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告です。

各常任委員会の委員長から会議規則第77条の規定に基づき、総務常任委員会が2月15日の委員会開催分、福祉文教常任委員会が1月11日、12日及び2月14日の委員会開催分、経済建設常任委員会が2月13日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

これで常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議長（熊谷直行） 日程第5、諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 諮問第1号人権擁護委

員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員をお願いしております玉田泰之氏が、平成19年6月30日付をもって任期満了となられるに伴い、引き続き人権擁護委員として同氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町議会の意見を求めるものであります。玉田氏は、平成10年7月1日より人権の擁護及び相談業務に熱意をもって活動していただいております。経歴は参考資料のとおりであります。

よろしく審議を賜り、原案に異議なきご意見をいただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり推薦することに決定しました。

~~~~~

日程第6 議案第1号 平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）

○議長（熊谷直行） 日程第6、議案第1号平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由

の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第1号平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正、繰越明許費の設定及び地方債の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,163万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を86億4,925万5,000円とするものであります。

歳入予算については、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金の減額と利子割交付金、地方交付税、県支出金、財産収入、諸収入、町債の追加であります。

歳出予算につきましては、総務費、土木費、消防費の追加と、民生費、衛生費、農林水産業費、教育費の減額であります。

次に、繰越明許費として翌年度に繰り越して使用できる経費を1事業308万3,000円と設定しております。

また、地方債の補正については、歳入歳出の補正にあわせて2事業の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては助役より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） ただいま上程されました議案第1号平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）について、詳細説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節19負担金補助及び交付金2,209万7,000円の追加につきましては、4名の勧奨退職職員に係る市町村職員退職手当組合特別負担金でございます。

目5財産管理費100万円の減額につきまし

ては、運行管理を委託しております庁用バスの運行回数が見込みよりも少なくなっていることによるものでございます。

目7電子計算機費1,568万円の減額は、当初は本年度に予定しておりました基幹業務システムのリプレースの主事業が平成19年度にスケジュール変更したことにより、システムリース料を減額するものでございます。

目12コミュニティ施設整備費480万円の減額は、補助予定であった松田自治会公会堂の着工がおくれたことによる減額であります。

11ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金993万5,000円の追加は、国民健康保険特別会計繰出金であります。職員給与費等繰出金、その他一般会計繰出金を追加するものでございます。

目2老人福祉費、節20扶助費350万2,000円の減額は、長寿祝金や老人保護措置費などの決算見込みによるものでございます。また、節28繰出金129万6,000円の追加につきましては、介護保険特別会計繰出金であります。内訳としましては、給付事業繰り出し144万7,000円の追加と介護サービス事業繰り出し15万1,000円の減額でございます。

目5障害者福祉費、節13委託料215万4,000円の減額は、障害者自立支援システムに係る保守及びプログラムの変更等の委託料を減額するものです。また、節20扶助費529万4,000円の減額は、昨年10月からの制度変更によるものを精査し、身体障害者施設訓練等支援費の1,094万円減額を始めとして各事業費の決算見込みにより補正するものでございます。

12ページをお願いいたします。

目6障害者医療費242万5,000円の追加につきましては、重度障害者医療扶助費であります。医療費の決算見込みによるものでございます。

目8保健福祉会館管理費40万円の減額につきましては、オストメイト・トイレ設置工事

に係る不用額を減額するものでございます。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 18 備品購入費 30 万円の追加につきましては、国におきまして緊急対策が講じられました要保護児童対策地域協議会の調整機関設置に必要な設備機器を整備するものでございます。本年度中に整備が必要であり、パソコンとプリンターを購入する予定でございます。

目 2 保育所費、節 7 賃金 300 万円の減額につきましては、パート職員等の賃金であります。職員の年休取得割合が当初見込みを下回ったことなどによりまして、その補充に要する賃金を減額するものでございます。

目 3 保育所運営費、節 19 負担金補助及び交付金 266 万 9,000 円の減額につきましては、私立保育園への障害児保育事業補助金であります。当初 8 名の対象児童を見込んでおりましたが、2 名にとどまったことによるものでございます。また、節 20 扶助費 990 万 7,000 円の減額につきましては、私立保育所及び町外へ入所を委託している児童に係る保育所運営費であります。年度途中からの入所や保育単価が高額なゼロ歳児の入所者数が、当初見込みを下回ったことなどによるものでございます。

13 ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費、節 11 需用費 348 万 3,000 円の減額は医薬材料費であります。今年度におきましても、日本脳炎ワクチンの接種自粛が継続しておりますので、そのワクチン購入費の大半を減額するものでございます。また、節 13 委託料 186 万 4,000 円の減額は、先ほど申し上げました日本脳炎接種に係る委託料を 247 万 5,000 円減額する反面、最近の鳥インフルエンザ流行の報道、また接種勧奨効果によりまして高齢者のインフルエンザ接種が増加しておりますので、その接種委託料を 61 万 1,000 円追加するものでございます。

目 3 母子衛生費 28 万 1,000 円の減額につきましては、12 月までの支出済額をもとに 1 月から 3 月までの月平均 40 件の妊婦健診を見込

みまして、その不用額を減額するものでございます。

項 2 清掃費、目 1 清掃総務費、節 19 負担金補助及び交付金 22 万 4,000 円の追加は、資源ごみ集団回収運動奨励金でございまして、4 月から 12 月までの申請件数が昨年度の 124 件から 136 件と 12 件増加しております現状から、追加補正をお願いするものでございます。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、節 19 負担金補助及び交付金 329 万 6,000 円の減額は、揖龍地区農業共済事務組合負担金でございまして、本年度、当初予算編成時以降に当該事務組合同規約改正が行われ、組合同議会議員定数の見直しにあわせて構成団体の負担割合が改正、均等割が 30 から 10%、事業規模点数割が 70 から 90% に変更されたことに起因する減額でございます。本町への負担すべき決算見込額は、均等割が 209 万 4,000 円、事業規模点数割が 398 万 1,000 円の計 607 万 5,000 円になることから、予算額との差 329 万 6,000 円を減額するものでございます。

目 6 農地費、節 19 負担金補助及び交付金 783 万 2,000 円の減額は、県営福井大池公園整備事業負担金と、県営鷹ノ子池整備事業負担金の減額であります。いずれの県事業も総事業費が減額となったことに伴う本町負担金の減額でございます。

14 ページをお願いいたします。

款 8 土木費、項 2 道路橋りょう費、目 2 道路維持費、節 13 委託料 70 万円の減額は植樹管理委託料であります。当初見積額と実施設計額との差異及び入札残によるものでございます。

項 4 都市計画費、目 2 街路事業費 7,500 万円の追加は街路龍野線事業負担金であります。今年度の国の補正予算第 1 号によりまして前倒し実施するものでございます。本来は平成 19 年度交付金事業として整備する計画でございましたが、国庫補助事業で行うもので、財源は街路龍野線整備事業債を予定いた

しております。

目 5 公園事業費、節13委託料89万5,000円の減額につきましては、今年度は国体が開催された影響で、総合公園及び町民グラウンドの使用頻度が高く、管理用地も駐車場として利用が促進されたために雑草の繁茂が抑制されたことから、総合公園取得済み用地維持管理委託料を35万円減額するものです。また、総合公園基本計画修正委託料を54万5,000円減額いたしますが、これは事業を翌年度に繰り越すことにいたしました。経費等につきましては、3ページの第2表繰越明許費のところで後ほどご説明いたしますが、繰越額と今年度支出見込額を算出し、予算額との差額分を減額するものでございます。

目 6 土地区画整理事業費、J R 網干駅前土地区画整理事業調査設計委託料578万円の減額は、網干駅西北地区の区画道路決定に不測の日数を要しておりまして、本年度に予定しておりました資金計画等の業務執行が見込めなくなったことから、調査設計委託料を減額するものでございます。この委託業務に関しましては、平成19年度当初予算に改めて計上させていただいております。

款 9 消防費、項 1 消防費、目 1 常備消防費の補正につきましては、消防事務委託料の追加でございます。9月定例会でご審議いただきました第3号補正予算におきまして減額補正をいたしておりましたが、このたび国の第1号補正予算により普通交付税が追加されましたので、再度算定した結果、消防費に係る基準財政需要額が4億2,376万7,000円に確定したことから、委託料83万円を追加するものでございます。

款10教育費、項 1 教育総務費、目 3 教育振興費180万円の減額につきましては、教師用指導書及び教科書に係る消耗品でありまして、新学習システム推進加配を見込んだ最大限の予算計上が必要であったことから、実績との間に大きな差額が生じました。今回その不用額を減額するものでございます。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費1,680万円

の補正につきましては、斑鳩小学校北館改築工事費の精算に伴います追加でございます。

15ページをお願いいたします。

項 3 中学校費、目 2 教育振興費のうち節 7 賃金、節 9 旅費、節19負担金補助及び交付金の減額につきましては、外国青年招致事業費の決算見込みによるものでございます。また、節20扶助費の減額につきましては、途中認定の準要保護世帯が当初見込みよりも少なかったために不用額が生じたものでございます。

項 4 幼稚園費、目 1 幼稚園管理費、節 7 賃金110万6,000円の減額につきましては、パート教諭の勤務時間数の減によるものでございます。節13委託料及び節14使用料及び賃借料につきましては、幼稚園のスクールバス運行に係る不用額でございます。

16ページをお願いいたします。

項 5 社会教育費、目 3 青少年教育費、節 7 賃金及び節15工事請負費につきましては、学童保育園の指導員及び指導補助員賃金の増減と、太田学童保育園プレハブ教室設置工事費の精算によるものでございます。

項 6 保健体育費、目 4 国民体育大会費につきましては、兵庫国体太子町実行委員会の決算見込額によりまして負担金1,210万円を減額するものでございます。

次に、歳入の説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

款 3 利子割交付金、項 1 利子割交付金、目 1 利子割交付金1,008万2,000円の追加につきましては、県の決算見込額に基づく補正でございます。

款10地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税1,212万8,000円につきましては、普通交付税の追加であります。国の予算額の都合で全国的に調整率を用いて減額されておりましたが、このたびの国の補正予算によりまして、調整率による減額がなくなったものでございます。

款12分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 民生費負担金1,471万円の減額は、主に公立

保育所保育料の減額1,288万9,000円及び私立保育所保育料777万4,000円の減額と、町外からの入所を受託した児童に係る運営費480万8,000円の補正であります。保育料につきましては、町外保育所への入所希望者や年度途中からの入所者が当初の見込みを下回ったことなどにより減額させていただいております。また、受託児童につきましては、姫路市より4名とたつの市より2名、計6名を斑鳩保育所に、また、石海保育所に姫路市より4名を受け入れたものでございます。

目2農林水産業費負担金、節1農業費負担金、県営鷹ノ子池整備事業地元負担金133万9,000円の減額は、事業費の確定に伴いまして、広坂農区からの負担金が減額になったものでございます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目1民生使用料、節1社会福祉施設使用料224万3,000円の減額につきましては、保健福祉会館内の老人福祉センターの入浴料を、当初は単価200円で1万9,130名の利用を見込んでおりましたが、利用者数の減少によりましてその差額を補正するものでございます。

目3教育使用料、節2幼稚園使用料125万6,000円の追加につきましては、転入等の理由によりまして当初見込みより幼稚園通園児が増加したことから、収入見込額に基づき幼稚園保育料を120万2,000円追加するものでございます。また、幼稚園使用料は当初見込んでおりませんでした、実績に基づきまして計上するものでございます。

5ページをお願いいたします。

項2手数料、目1総務手数料、節1総務手数料220万1,000円の減額につきましては、戸籍手数料、住民票手数料、印鑑証明手数料の減額と住民基本台帳カード発行手数料の追加でございます。閲覧制度の見直しが行われたことから、住民票の閲覧件数が大幅に減少したため、住民票手数料が192万2,000円減額となる見込みでございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節2障害者福祉費負担金

232万8,000円の減額は、施設訓練等支援、介護給付事業等におきまして、それぞれ見込まれる決算額を利用実績から推測し、それに見合う国庫負担金を増減するものでございます。節3保育所運営費負担金の補正のうち920万8,000円の減額につきましては、歳出の12ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目3保育所運営費でご説明申し上げましたように、私立保育所及び町外への入所委託児童数の減によるものでございます。

目4被用者児童手当負担金から目8非被用者小学校修了前特例給付負担金までの補正につきましては、本年度の国庫負担金交付見込額により支給区分ごとにそれぞれ増額と減額をするものでございます。

6ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金319万円の減額は、歳出11ページから12ページの款3民生費、項1社会福祉費、目5障害者福祉費で計上しておりますサービス利用等の減額に伴いまして補助金を減額するものでございます。

款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節2障害者福祉費負担金から節7非被用者小学校修了前特例給付負担金までは、先ほど申し上げました5ページの目1民生費国庫負担金に対応する県負担金でございます。それぞれ交付見込額により支給区分ごとにそれぞれ差額、減額するものでございます。

7ページをお願いいたします。

款2県補助金、目1民生費県補助金、節1社会福祉費補助金176万5,000円の減額につきましては、それぞれ決算見込額による補正でございます。自治振興事業補助金50万円の減額は、オストメイト・トイレ設置工事の工事費減額により県補助金が減額になるものでございます。節2児童福祉費補助金の補正は、一時的保育事業補助金の算出方法が定額払い方式から件数払い方式へ変更されたことから、斑鳩保育所で219万6,000円、二葉保育園で111万6,000円の増額を、また安養保育園

で47万6,000円の減額を見込んでおります。要保護児童対策設備整備費補助金は、歳出で申し上げました要保護児童対策地域協議会調整機関1カ所当たり30万円の補助金が交付されるものでございます。自治振興事業補助金は、石海保育所の整備に際しまして耐震補強工事費に補助を受けるもので、補助率は3分の1でございます。

目2衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金の減額は、妊婦健康診査の件数が当初見込みより少ないため、歳出の母子衛生費で減額しました28万1,000円と同額を減じるものでございます。

目5土木費県補助金、節2道路橋りょう費補助金の補正は、龍田小学校前の平方歩道橋塗装工事費を対象に280万円の交付が予定されましたので補正するものでございます。

目6教育費県補助金、節1学校費補助金のうち450万円は自治振興事業補助金でございます。太田東幼稚園と石海南幼稚園の統廃合によりまして、運行を開始しました幼稚園通園バスの借料と運行委託経費を対象に、2分の1の補助率で計算しました290万円が交付される予定でございます。また、先の12月定例会で補正をお願いいたしました龍田小学校のスロープ等設置工事費に対しまして、2分の1の補助率で自治振興事業補助金の申請を行っておりますので、その予算措置を行うものでございます。節2社会教育費補助金の補正は、学童保育に係る補正でありまして、放課後児童健全育成事業補助金と放課後児童厚生施設等整備事業補助金の補助基準額が減少する見込みであることから減額補正するものです。また、放課後児童クラブ等支援事業補助金は、学童保育園にボランティアを派遣することによりまして補助金がつくもので、グラウンドゴルフの会の皆様方をお願いをいたしまして、放課後に校庭で学童児童を対象にグラウンドゴルフをご指導いただいていることに補助金が認められたものでございます。節3保健体育費補助金の追加は、第61回国民体育大会開催費の追加と自治振興事業補

助金でございます。国体の開催事業費と大会ボランティア事業費の補助対象経費の増額によりまして開催補助金を471万2,000円を追加し、また、国体会場となりました陸上競技場のメインスタンド塗装、観覧席の手すり、サブグラウンドのフェンスといった施設修理経費を対象に140万円が、さらに国体開催おもてなし事業といたしまして歓迎看板設置費、応援横断幕作成費、老人会による応援隊事業費などのソフト事業経費を対象に70万円の自治振興補助金が予定されております。

目7総務費県補助金50万円の補正につきましても自治振興事業補助金であります。太子町名誉町民推戴事業等に係りました経費を対象に、2分の1の補助金が予定されたものでございます。

8ページをお願いいたします。

款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金につきましては、12月末時点の収入済額をもとに決算見込額を算出し、予算との差額を補正するものでございます。金利の上昇傾向の影響から563万4,000円を追加するものでございます。

項2財産売払収入、目2不動産売払収入、節1土地売払収入1億610万円は、県が施工する網干たつの線事業用地として吉福グラウンド用地の一部を兵庫県に売却するものでございます。これにつきましては、個別の案件の提案説明の際に詳細説明を申し上げます。

9ページをお願いいたします。

項2基金繰入金、目2公共施設建設基金繰入金1,000万円の追加につきましては、斑鳩小学校北館改築工事費の増額に伴うものでございます。

款19諸収入、項4雑入、目1雑入、節2民生費雑入の補正のうち29万円は、保育所一時的保育事業保育料の追加でございます。利用児童数及び平均保育料がともに当初の見込みを上回ったものによるものでございます。節7教育費雑入481万9,000円の補正は、兵庫県市町村振興協会市町交付金であります。兵庫県から市町村振興協会に交付される市町村振

興宝くじの収益配分金のうち、3割が県下市町に均等配分され、7割が平成18年10月1日現在の市町の人口割で配分されております。この交付金は歳出の16ページ、項5社会教育費、目6図書館費で財源組み替えをさせていただいております。

款20町債、項1町債、目1農林水産業債の補正は、鷹ノ子池改修事業債であります。事業費の確定によりまして160万円を減額するものでございます。

目2の土木債の7,500万円の追加は、国の補正予算第1号によりまして龍野線整備を前倒し実施することになったことから、対象事業費に対しまして100%の充当率で地方債措置を受けるものでございます。具体的には、街路龍野線の事業負担金への充当を予定いたしております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費は、総合公園基本計画修正事業の1事業であります。総合公園基本計画修正作業につきましては、昨年度の行財政審議会の意見具申を受けまして、未供用部分で山丘部を除く南エリア6ヘクタールについて基本計画を修正する予定でございましたが、政府による三位一体改革が進む中であって、本事業は本町にとりまして大型事業であることから、町の財政計画を抜きには進められない面がございますので、委託業務を一時停止いたしました。町の方針決定を行ってから本計画の修正事業を進めることから、今回は不用見込額54万5,000円を減額補正し、308万3,000円の繰り越しを設定させていただいております。

次に、第3表の地方債補正でございますが、歳入の項目でご説明申し上げましたとおりため池整備事業を減額し、道路橋りょう事業を追加するものでございます。

以上で平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第7 議案第2号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（熊谷直行） 日程第7、議案第2号平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第2号平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ795万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億5,204万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国民健康保険税、県支出金、繰入金の追加と、国庫支出金、療養給付費等交付金、共同事業交付金の減額であります。

歳出予算としましては、総務費、基金積立金の追加と共同事業拠出金の減額であります。

詳細につきましては助役より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） 議案第2号平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正内容は、歳出では国保システム変更委託料の追加、高額医療費拠出金の減額、保険財政共同安定化事業拠出金の追加、

財政調整基金積立金の追加等であります。

一方、歳入では、歳出予算の補正等に伴い補正をするもので、歳入不足をその他一般会計繰入金で財源調整をいたしております。

歳出からご説明申し上げます。

５ページをお願いいたします。

款１総務費、目１一般管理費は、法改正により平成19年４月１日から高額医療費が現物化されることになり、保険者は70歳未満の入院患者に対し限度額適用認定証を交付することになり、既存のシステムを変更する必要があり、そのためのシステム変更委託料として199万5,000円を追加いたしております。

款５共同事業拠出金、目１高額医療費拠出金は、平成18年10月１日に実施された保険財政共同安定化事業の創設により、高額医療費拠出金はレセプト１件当たり交付基準額が現行の70万円から80万円に引き上げられたことにより基準拠出対象額が変更になり、太子町分の拠出金に変更が生じ、1,252万円を減額いたしております。

目２保険財政共同安定化事業拠出金は、概算拠出金総額の変更により太子町分が追加になり、257万1,000円を追加いたしております。

款７基金積立金は、財政調整基金預金利子の決算見込みにより1,000円を追加しております。

３ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

款１国民健康保険税、目１一般被保険者国民健康保険税は、平成18年４月から12月までの異動において、一般から退職への職権による変更及び本人申請による退職加入が141件あり、また社保加入等により一般被保険者数が減少したため、医療給付費分の現年課税分1,091万7,000円を減額、また介護給付費分の現年課税分197万7,000円を減額いたしております。

目２退職被保険者等国民健康保険税は、一般から退職への変更により、医療給付費分の現年課税分1,571万円の追加、介護給付費分

の現年課税分87万3,000円を追加いたしております。

款３国庫支出金、目２高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業拠出金の減額により222万5,000円を減額いたしております。

項４療養給付費等交付金は、国民健康保険税で医療給付費分の現年課税分及び介護給付費分の現年課税分の追加により1,571万円を減額いたしております。

款５県支出金、目１高額医療費共同事業負担金は、国庫支出金と同様の理由で222万5,000円を減額いたしております。

目２財政調整交付金、節２特別調整交付金は、住民の健康の増進を図る事業、健康診査事業及びがん検診事業に係る交付金で、853万2,000円追加いたしております。

４ページをお願いいたします。

款６共同事業交付金、目１高額医療費共同事業交付金は、高額医療費共同事業拠出金の減額により1,252万円を減額いたしております。

目２保険財政共同安定化事業交付金は、保険財政共同安定化事業拠出金の追加により257万1,000円を追加いたしております。

款８繰入金、目１一般会計繰入金、節２職員給与費等繰入金は、一般管理費において国保システム変更委託料を追加したことにより199万5,000円を追加しております。節５その他一般会計繰入金は、歳入歳出予算補正の財源調整のため794万円を追加いたしております。

以上で平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第８ 議案第３号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第４号）

○議長（熊谷直行） 日程第8、議案第3号平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第3号平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正と繰越明許費の設定であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,743万円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億4,949万3,000円とするものであります。

歳入予算については、財産収入の追加と、介護サービス事業収入、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、諸収入の減額であります。

歳出予算については、総務費、基金積立金の追加と、保険給付費、介護サービス事業費、財政安定化基金拠出金、地域支援事業費の減額であります。

次に、繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用できる経費を1事業210万円の設定をしております。

詳細につきましては助役より説明申し上げますので、慎重なるご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） ただいま上程されました議案第3号平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、医療保険制度改正に伴い、介護保険料の特別徴収事務の変更及び高額医療、高額介護合算における証明書発行、請

求、支払い事務の機能の追加のため、介護保険システムの改修費として節13委託料で210万円を追加いたしております。

項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費については、審査会の開催日数の減により、委員報酬を26万2,000円減額いたしております。

目2認定調査費については、認定申請数の減による調査件数及び意見書作成料の減によるもので、節7賃金で33万9,000円、節12役務費で116万7,000円、合わせて150万6,000円減額いたしております。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護サービス費については、居宅介護サービス給付費のうち訪問介護、通所リハビリ、短期入所生活介護のほか、施設介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費など、要介護認定者のサービス利用が見込みを下回り、全体で5,491万8,000円を減額いたしております。

目2予防サービス費については、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリなど、要支援認定者のサービス利用が見込みを下回り、全体で1,386万6,000円減額いたしております。

目3高額介護サービス費については、国庫、県費支払基金の交付申請額に合わせて負担部分を財源組み替えいたしております。

目4特定入所者介護サービス費については、同様に負担部分を財源組み替えしております。

目5審査支払手数料についても、同様に負担部分を財源組み替えしております。

8ページをお願いいたします。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費については、介護予防ケアプラン作成の1件当たりの単価改正によるもので、節13委託料で881万6,000円減額いたしております。

款4財政安定化基金拠出金、項1財政安定化基金拠出金、目1財政安定化基金拠出金については、基金運用収益見込額を控除して

12万7,000円減額いたしております。

款5 地域支援事業費、項1 介護予防事業費、目1 介護予防事業費については、介護予防事業の社協への委託料の単価及び人数の変更によるもので、節13委託料で172万円減額いたしております。

項2 包括的支援事業費、目1 包括的支援事業費については、国庫、県費の交付申請額に合わせて各負担部分を財源組み替えいたしております。

款6 基金積立金、項1 基金積立金、目1 基金費については、介護給付費準備基金預金利子及び18年度介護保険料剰余金を合わせて節25積立金で1,168万5,000円追加いたしております。

次に、歳入について説明を申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

款2 介護サービス事業収入、項1 介護サービス事業収入、目1 介護サービス事業収入については、介護予防ケアプラン作成の1件当たりの単価の改正によるもので、866万5,000円減額いたしております。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金については、交付申請額に合わせて負担部分を131万5,000円追加いたしております。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金についても同様に265万7,000円減額いたしております。

目2 地域支援事業交付金についても同様に23万5,000円追加いたしております。

目3 事務費交付金については、歳出に計上している介護保険システム改修委託料の追加内示額88万1,000円を追加いたしております。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金については、交付申請額に合わせて負担部分を4,287万3,000円減額いたしております。

目2 地域支援事業交付金についても同様に46万9,000円減額いたしております。

款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給

付費負担金についても同様に1,410万1,000円減額いたしております。

5 ページをお願いいたします。

項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金についても同様に11万8,000円追加しております。

款7 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金については、介護給付費準備基金預金利子を9万4,000円追加いたしております。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金については、国庫、県費、支払基金が減額となったこと、また歳出に計上している介護保険システム改修に係る繰り出し分など、合わせて129万6,000円追加いたしております。

項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金については、保険給付費の減額に伴い239万7,000円減額いたしております。

款10諸収入、項3 雑入、目1 雑入については、介護予防事業の開催回数及び参加人数の減により20万7,000円減額いたしております。

歳入についての説明を終わります。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

3 ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、医療保険制度改正対応事業については、医療保険制度の改正に伴い、平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートしますが、それに対応するため介護保険システムを改修する必要があります。実際の改修は平成19年度中になります。平成18年度予算に繰越明許費として計上するよう、厚生労働省より県を通して通知がありました。そのため210万円計上いたしております。

以上で議案第3号平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わ

りました。

~~~~~

日程第9 議案第4号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算(第3号)

○議長(熊谷直行) 日程第9、議案第4号平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(熊谷直行) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第4号平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算(第3号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ190万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億9,685万3,000円とするものであります。

歳入予算については、繰越金、諸収入の追加と、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金の減額であります。

歳出予算としましては、医療諸費の減額であります。

詳細につきましては助役より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長(熊谷直行) 助役。

○助役(八幡儀則) 議案第4号平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算(第3号)についての詳細説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、歳出では医療支給費の減額と財源組み替え、歳入では交付金確定による審査支払手数料交付金の減額、医療費負担金確定による国庫支出金及び県支出金の医療費負担金の減額、事務費補助金、前年度繰越金、預金利子及び第三者納付金の

それぞれの追加であります。歳入が増加したため、一般会計繰入金を減額し財源調整をしております。

4ページの歳出をお願いいたします。

款2医療諸費、項1医療諸費、目2医療費支給費、節19負担金補助及び交付金の190万9,000円の減額は、高額医療費等が当初の見込みより減ったためでございます。

次に、3ページの歳入をお願いいたします。

款1支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1審査支払手数料交付金、節1審査支払手数料交付金20万円の減額は、老人保健の受給対象者が減少したためでございます。

款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1医療費負担金、節1医療費負担金925万9,000円の減額は、制度上国庫負担金の対象となる医療給付費の減によるものでございます。

款2国庫支出金、項2国庫補助金、目1事務費補助金、節1事務費補助金33万1,000円の減額は、交付申請によるものでございます。

款3県支出金、項1県負担金、目1医療費負担金、節1医療費負担金231万5,000円の減額は、国庫支出金と同様の補正理由でございます。

款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金は、今申し上げました補正額に対する歳入歳出の財源調整を行う必要があるため、190万円を減額いたしております。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度繰越金として750万3,000円を追加いたしております。

款6諸収入は、金融機関預金利子として2万8,000円の追加、第三者納付金は、第三者納付金の対象者が1名増加したため30万7,000円を追加いたしております。

雑入は、不当利得返還金として359万6,000円を追加いたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第10 議案第5号 平成18年度
兵庫県太子町墓園事業特別
会計補正予算（第1号）

○議長（熊谷直行） 日程第10、議案第5号
平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補
正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由
の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第5号平成18年度
兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第
1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経
費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総
額から歳入歳出それぞれ274万4,000円を減額
し、歳入歳出予算の総額を1,768万1,000円と
するものであります。

歳入予算については、款繰越金、前年度繰
越金を359万6,000円追加し、款使用料及び手
数料、墓園永代使用料を決算見込みにより
634万円を減額しております。

歳出予算としましては、款墓園事業費、一
般会計繰出金274万4,000円を減額するもので
あります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決
いただきますようお願い申し上げます、提案説明
とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わ
りました。

~~~~~

日程第11 議案第6号 平成18年度  
兵庫県太子町下水道事業特  
別会計補正予算（第4号）

○議長（熊谷直行） 日程第11、議案第6号  
平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計  
補正予算（第4号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由  
の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第6号平成18年度  
兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算  
（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経  
費の補正及び地方債の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総  
額から歳入歳出それぞれ1,624万7,000円を減  
額し、歳入歳出予算の総額を17億7,890万  
5,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、分担金及び負担  
金、町債の追加と、使用料及び手数料、繰入  
金の減額であります。

歳出予算としましては、下水道費の減額で  
あります。

また、地方債の補正については、2事業の  
限度額を歳入予算の補正に合わせて変更して  
おります。

詳細につきましては経済建設部長より説明  
申し上げますので、よろしくご審議を賜り、  
原案のとおり議決いただきますようお願い申  
し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） それでは、た  
だいま上程されました議案第6号平成18年度  
兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算  
（第4号）について詳細説明を申し上げます。

5ページの歳出をお願いいたします。

款1下水道費、目1一般管理費、節13委託  
料につきましては、雨水幹線等の土砂浚渫作  
業委託の実施箇所の減により100万円を減額  
し、節19負担金補助及び交付金では、揖保川  
流域下水道維持管理負担金が、維持管理費の  
精査等により精算見込みとして1,664万  
6,000円を減額しております。

同じく目4流域下水道事業債、節19負担金  
補助及び交付金で139万9,000円を追加してお

ります。内訳としましては、揖保川流域下水道建設負担金を事業費増に伴い150万3,000円を追加し、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業の建設負担金では、借入額の確定、事業費の減により10万4,000円を減額しております。

次に、4ページの歳入をお願いいたします。

款1分担金及び負担金、目1下水道費負担金において、受益者負担金が開発に伴う徴収猶予取り消しから増収となり、1,000万円を追加しております。

款2使用料及び手数料、目1下水道使用料において、一般下水道使用料の12月までの収入状況から1,000万円を減額しております。

款4繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、財源調整により2,054万7,000円の減額となっております。

款7町債、目1下水道債では、起債対象工事費の変更により公共下水道事業債を70万円減額し、揖保川流域下水道事業建設事業費の追加に伴い、流域下水道事業債を500万円追加しております。

次に、3ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の追加であります。

これは兵庫西流域下水汚泥処理委託事業費の建設負担金で、平成18年度の建設事業分を639万1,000円の限度額とする追加であります。

続きまして、第3表地方債の補正であります。

これは町債の補正に合わせまして、公共下水道事業債の減額と流域下水道事業債の追加でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第7号 平成18年度
兵庫県太子町前処理場事業
特別会計補正予算（第3
号）

○議長（熊谷直行） 日程第12、議案第7号平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第7号平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正及び地方債の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億4,939万7,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、町債の追加と繰入金の減額であります。

また、地方債の補正については、1事業の限度額を歳入予算の補正に合わせて変更しております。

詳細につきましては、経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） ただいま上程されました議案第7号平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

4ページの下段、歳出をお願いいたします。

款1前処理場費、目2流域下水道事業費、節19負担金補助及び交付金において25万5,000円を減額しております。内訳としまして、揖保川流域下水道建設負担金を事業費の増に伴い15万4,000円を追加し、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業の汚泥焼却に係る負担金を事業費の精算見込みにより39万5,000円を減額し、建設負担金では借入額の確定、事

業費の減により1万4,000円を減額しております。

次に、上段の歳入をお願いいたします。

款2繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、財源調整により75万5,000円の減額となっております。

款5町債、目1下水道債では、先ほどの下水道特別会計でも説明いたしましたとおり、揖保川流域下水道建設事業費の追加に伴い、流域下水道事業債を50万円追加しております。

次に、3ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の追加であります。

これは、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業費の建設負担金で、平成18年度の建設事業分を87万1,000円の限度額とする追加であります。

続きまして、第3表地方債の補正であります。

これは、町債の補正に合わせまして、流域下水道事業債の追加であります。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

町長施政方針

○議長（熊谷直行） 次、日程第13、議案第8号字の区域の変更についてであります、お諮りします。

ここで町長より平成19年度の施政方針の説明をお伺いしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。

それでは、町長より施政方針の説明をお願いします。

町長。

○町長（首藤正弘） それでは、失礼します。

議員各位には、地方自治を取り巻く環境が一段と厳しく変化する中、太子町の存立、自

立の道を歩むという目標のもとに、住民福祉の向上、地域社会づくりの推進等、町政伸展に向け日ごろご精励を賜っておりますことに衷心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。

平成19年度太子町一般会計予算及び各特別会計予算並びに企業会計予算を提案するに当たりまして、町行政に取り組む私の所信を申し述べ、施策の推進に当たりまして、町民並びに議員各位のご理解と、またご支援を賜りたいと存じます。

最初に、昨年10月に町民の皆様の温かいご声援に支えられ、開催いたしましたのじぎく兵庫国体少年男子ラグビーフットボール競技会は、私たち太子町民にとりまして忘れがたき大きな感動として今もその余韻を残すところであります。

行政と町民が一体となって、全国からの選手たち来場者に大きな夢と感動をお持ち帰りいただける心の込められた競技会の開催を目指し、真心を込めて万全な準備を進めたものでありましたが、秋晴れの5日間を、選手たちの躍動とともに500名もの町民サポーターの皆さんがさわやかに活動、調和いただき、まさに町が一つになった感慨を覚えるとともに、太子町が持つ地域の力、住民サポート力の力強さを実感させていただいたのであります。

太子町民がすばらしく成し得た国体の情景は、まさに住民参加の明確な形であり、官民協働の豊かな表現でありました。私も熱い思いの中に、太子町というかけがえのないふるさとを強く意識し、改めて郷土愛が喚起された次第であります。

元気みなぎるエールをいただきました老人クラブ応援隊の皆さんは、今も第3回太子風揚げ大会に参加していただくなど、その活動の幅を広げていただいております。

まさに、国体での住民サポート力は、町民の皆様と行政との役割がうまく連動して成し得られたまちづくりの生き生きとした躍動でありました。今住む私たち太子町民が、誇り

ある、自立した、よいまちづくりを進めていく上においては、必要としなければならない地域の力であります。

さて、今日の地域社会を取り巻く環境は、少子・高齢化の進行の中であって、住民生活の多様化などに加え、地域経済も景気回復を実感できるまでに至らない状況において、都市と地方の二極化、地域間格差もまた急速に拡大するなど、多様な社会経済情勢の変化に直面しております。

このような難しい時代に生きる私たちに求められておりますことは、これまでの平和と繁栄を礎に、21世紀の主人公である次世代に夢と希望が持て、安心して豊かに暮らせる郷土愛を継承することと考えておりますが、現下、地方自治を取り巻く行財政環境は、閉塞感と沈滞感が増幅する極めて厳しい状況に置かれております。

このような中、国は地方自治の活力なくして国の活力なしとの考えを示し、魅力ある強い地方をつくるための改革に終わりはなく、国庫補助負担金の廃止・縮小等に取り組み、真の地方の自立と責任を確立するための地方分権を一層推進するとして、昨年末には国と地方の役割分担の見直しに向けた検討手順等を定める地方分権改革推進法を成立させました。いわゆる第2期の分権改革にその一步を踏み出したのであります。

さらには、国と地方の関係を見直す三位一体の改革につきましても、いよいよ本格的に推進され、19年度には3兆円規模の税源移譲がなされるところであります。地方財政に係るこの改革の趣旨は、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を広げ、簡素で効率的な行財政システムの構築を図ることにあります。今後におきましては、国と地方の税源配分のさらなる見直しが行われ、地方税財源の充実強化が図られる必要があろうと考えております。

また、地方交付税につきましては、地方歳

出を見直し、抑制等の改革を行うこととし、大幅な縮小が見込まれるとともに、現在、人口と面積を算定の基礎とした新型交付税の導入がなされようとしておりますが、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額が確保されることが必要であります。町の財政は地方交付税に大きく依存しておりますが、地方交付税改革による影響額を把握することは困難な状況にあり、引き続き、国と地方六団体などの協議内容を注視していきたいと考えております。

このような行財政環境の中、平成19年度の太子町予算の編成に当たりましては、将来の財政負担、投資効果等を十分見きわめ、持続可能な健全財政の構築に向けて国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、歳入の的確な財源確保に努めるとともに、昨年度にも増して、効果性、緊急性、優先度等の観点から、厳しい事務事業選択に取り組み、歳出の抑制と効率化に努めた次第であります。

さらに、地方公共団体が中心となって、住民の負担と選択に基づき、おののの地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムへの転換が進められる今日、我々地方自治体には住民ニーズの高度化、多様化など社会情勢の変化に一層適切に対応することが求められるとともに、地方自治体の自己決定、自己責任において、地方自治を推進する自治能力の向上、その見直しが緊急の課題として提起されております。

太子町は今、私たちのかけがえのないふるさと太子町という行政体の存立を継続、維持し、厳しくとも自立を目指していくという目標のもとに新たなまちづくりを進めております。この節目に新しい視点に立ち、不断に行財政改革に取り組み、その体制を刷新していくことこそ必要であります。各般の行政需要に最大限の展開を図るため、種々課題に真摯に取り組み、順次行財政改革を遂行して、行政組織基盤の強化を図りつつ、財政の健全化に努めてまいります。

さらなる行政改革を推進するに当たりまし

では、行政情報の公開がまず住民参画の基本的なことであります。開かれた行政運営を一層進めて、町民の皆様と協働しながら、かつ、私自身と町職員が危機意識と改革意欲を共有して、取り組みを進めていかなければならないと考えております。

また、社会の価値観が画一から多様、量から質へと大きく変化する中、個性を大切にした地域づくりを目指し、町民の皆様が必要とされる多様な行政サービスを、議員各位ともどもその投資効果を十分に見きわめた上で提供していくことが私に課せられた責務であると考えます。

地方行政を取り巻く環境は一段と厳しさを増しておりますが、国の地方財政計画並びに社会経済情勢の動向に注意を払いながら、地方分権の理念に沿った町行政を推進していくため、行財政基盤の強化に努め、限られた財源の中で、町民の皆様の期待に応えられる、将来に輝く太子町行政を進めてまいり所存であります。

総合計画の基本目標「和のまち太子」の実現に向けた新たなまちづくりに、町民の皆様には積極的にご参加いただき、真の豊かさに満ちた生活創造への確かな一歩をとともに踏み出していただきたいと、切にお願い申し上げます。

平成19年度の予算編成に当たり、町行政が取り組む施策の概要につきまして、太子町総合計画に掲げております町の将来像6項目の政策課題に沿って申し述べたいと存じます。

第1項目は、健康でいきいきと暮らせるまちづくりであります。

私たちは、心身ともに健康で暮らせることをいつも願っております。住民一人ひとりが心身ともに健やかに暮らしていくためには、普段からの健康づくりを心がけることが大切であります。すべての住民が住みなれた地域の中で尊重され、毎日を健康で生きがいを持って暮らしていけるよう保健・福祉・医療の連携を図り、人に優しいまちづくりに努めてまいります。

第1点、一人ひとりの健康づくりについて申し上げます。

自主的な健康づくりの支援であります。健康で長生きできる社会の実現のため、国、県を通じ多様な政策が展開されております。町民の皆様の健康づくりを支援する体制の一環として、19年度から5カ年にわたり国民健康保険と連携してヘルスアップ事業を開始いたします。運動面、栄養面からサポートできるよう、最新の知見に基づいた実践重視の健康講座を開催するものであります。個別の健康増進支援を主な柱にしております。

さらに、発達障害児の早期発見・早期療育・育児支援、また介護予防事業の充実に一層努めてまいります。

第2点、みんなで育む福祉サービスの充実について申し上げます。

高齢者、障害者福祉の充実につきまして、は、継続して種々事業を展開してまいります。

在宅保健福祉サービスの充実につきまして、太子町障害者計画及び障害福祉計画とともに、地域の実情に合った障害福祉サービスの充実を図ってまいります。障害者自立支援事業を始め重度心身障害者（児）介護手当支給事業、重症心身障害者福祉年金支給事業、地域療育等支援事業、広域地域療育等支援事業を継続実施いたします。

療育事業につきましては、心身障害児及びその疑いのある児童の自立と地域社会への参加を促進するため、療育指導、相談等の地域療育等支援事業を実施し、在宅の心身障害児及びその家族の福祉の充実を図ります。さらに、広域地域療育等支援事業では、専門医師による医学的評価、指導助言を兼ね備えた高次の児童サービス施設の整備に向け、西播磨4市3町の共同事業として取り組んでまいります。

児童福祉の充実でございますが、子育て支援事業として現在子育て学習センターを中央公民館に開設し、多くの親子の皆さんに利用いただいておりますが、その事業拠点を空き

施設となっております旧太田東幼稚園舎に移し、良好な環境で伸び伸びした子育て支援を行います。整備を済ませた10月から開所する予定であります。

子育ての中の保護者の負担軽減を図るため、同一世帯から複数の児童が保育所に入所している場合、2人目以降の保育料を軽減しておりますが、19年度から新たに、保育所のほかに幼稚園や認定こども園を利用している児童も算定対象人数に含め、軽減を拡大いたします。さらに3人目以降の児童の保育料については、町独自の施策として無料化を実施し、少子化対策に努めてまいります。

児童手当支給事業であります。国において児童手当制度における乳幼児加算が創設され、少子化対策が講じられるため、その制度の広報に努め、適切な執行を行います。

また、共働き家庭の増加や少子化の進行、育児不安などによる地域ニーズを背景に保護者の子育て支援策として実施しております幼稚園預かり保育並びに学童保育事業は継続実施いたします。

さらに、子供が安全で健やかに過ごせる居場所を確保するため、今後3年間をかけ、学童保育事業と連携し、放課後子どもプランを実施いたします。学校の余裕教室等を活用し、安全管理員を配置の上、地域ボランティアの協力を得て、地域で子供を育てていこうとするものでございます。

少子・高齢化社会におきましては、地域の人々のつながりがますます重要となります。互いに支え合い協力し合うことが大切です。住民と行政が一体となり、福祉が抱える課題に真摯に取り組み、福祉行政の一層の充実に努めてまいります。

第2項目は、豊かな人間性と創造性を育むまちづくりであります。

将来を担う子供たちが社会の変化に柔軟に対応できるよう、子供の主体性や創造性の育成に努め、自律心と思考力と判断力を身につける教育を行うことが大切です。

私たちは時代の変化とともに心の豊かさを

求めるようになり、さまざまな学習に参加したりスポーツに親しむなど、余暇を有効に過ごし、人生を楽しみたいという意識が高まっております。今、豊かな心を持つ人づくりを推進していくことが重要であり、学習の機会の提供や歴史や伝統を大切にしたい地域文化の創造並びにスポーツの普及に努めてまいります。

第1点、たくましい「たいしっ子」の育成について申し上げます。

学校教育の充実でございますが、今日の子供たちの心の問題の多様化、複雑化という状況から、学校におけるカウンセリング機能の強化が求められております。スクールカウンセラー活用事業につきましては、10年度から中学校に、15年度から小学校に配置し、問題を抱える子供たち、また保護者、教員に適切な助言が行えるなど、学校における相談体制の強化、確立に貢献しております。心の問題解決には時間を要するケースが多いため、継続配置いたします。

また、子供たちが自然や地域の中で人々と触れ合い、さまざまな活動や体験を通して豊かな感性を培い、思いやりの心を育てることを目的として、昭和63年以来推進しております自然学校推進事業や、多感な年齢期にある中学生が生きる心や感謝の心をはぐくみ、創造性、自立性を高めることが期待できるトライやる・ウィーク推進事業も引き続き実施いたします。

さらに、時代の変化に対応できる教育を進めていくため、生徒の国際理解教育や実践的コミュニケーション能力の育成に大きな成果を見る外国青年招致事業、民間人の知識・技能を生かした幅のある教育を目指す社会人活用事業、また、外国人子女日本語指導事業、いきいき学校応援団事業を継続実施いたします。

今日の高度情報通信社会を生きていく児童・生徒は、あふれる情報の中で情報を主体的に選択、活用できるようになることが大切でありますので、情報教育を推進してまいり

ます。19年度は小学校の教育用コンピューターの老朽化による入れ替えを実施いたします。

次に、教育施設等の整備でございますが、町内の幼稚園、小学校、中学校の公共下水道への接続事業の最終工事として、太子東中学校の汚水排水を公共下水道へ接続いたします。

学校給食センターにつきましては、昭和48年1月の竣工から33年が経過し、各所に老朽化が見えておりますので、町実施計画に基づき、改築基本構想の策定委託を実施いたします。

第2点、豊かな心を育む生涯学習の推進について申し上げます。

近年、町民の皆様の文化活動やスポーツ活動に大きな高まりを感じております。いろいろな活動を通じ、触れ合いの機会を多く持たれることは非常に喜ばしいことであります。

公民館は地域住民の最も身近な学習拠点であります。教養の向上、生活文化の振興、趣味の拡大深化など、多様化する学習ニーズに応じた講座を開設し、生涯学習の発信基地となるよう一層の活動支援に努めてまいります。

図書館におきましては、年々増加する中高年の皆様の利用に対して、大活字本の充実と、健康問題など高齢者に関心の高い分野の充実、また、子育て中の若い家族を支援するため、出産・育児関連の充実、さらに児童の図書への親しみを一層図るため、学校及び児童・生徒のレファレンスの増加に対応する参考図書の拡充を図ってまいります。

人権学習の推進につきましては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定されるなど、人権に関する国民の意識が高まる中、一人ひとりの人権が尊重される明るいまちづくりを目指し、身近な生活の中から行動できる実践力を養うために、リーダーの養成や集落学習会の充実を図るなど、広く人権尊重の精神の普及に努めてまいります。

生涯スポーツ活動の推進でございますが、

冒頭に申し上げましたように、町民の皆様とともに豊かに開催できましたのじぎく兵庫国体を礎に、スポーツ・レクリエーション活動の一層の充実を図ってまいります。だれもがいつでもスポーツに親しむことのできる場、スポーツをする機会を提供し、実技を通して技術の向上、体力の維持増進、そして仲間づくりを目的としたスポーツ教室を開催するとともに、スポーツ少年団など活動団体の育成にも努めてまいります。

第3点、歴史を大切にしたい地域文化の創造について申し上げます。

歴史的文化の保護でございますが、地域の歴史や文化への関心を高め、文化財の保護意識を育てていくため、歴史資料館において企画展示や歴史講座などを積極的に開催いたします。企画展示は、古文書に隠されている秘密を解説する「昔の字を読んでみよう」と、斑鳩寺のにぎわいとそれを支えた人々について考える「斑鳩寺大開帳」の2回の企画を予定し、また、小・中学生を対象に体験しながら歴史や文化を学ぶ歴史探検隊は5回開催いたします。

文化活動の推進でございますが、だれもが気軽に参加できる町民芸術祭は年々参加者が増え、人の輪が広がっております。50回目を迎える公募美術展は、より感動を与えられる展示内容で開催いたします。熱戦が繰り広げられる太子の里かるた大会の開催とともに、町民文化芸術への意欲の高揚を図ります。また、文化会館の自主事業として、町民ニーズに応えた音楽鑑賞の場や地元アーティストへの活動の場の提供、また、町民自らが企画した創造型事業などを支援し、地域文化の高揚に一層努めてまいります。

第3項目めは、安全で快適に暮らせるまちづくりであります。

私たちは阪神・淡路大震災を経験し、今取り組むべき防災課題など多くの教訓を学んでおります。また、近年各地で自然災害が幾度と発生し、地域防災対策や危機管理体制の重要性を改めて認識しているところであります。

す。

今後とも、災害から住民の生命や暮らし、財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進いたします。

第1点、安心して暮らせるまちづくりについて申し上げます。

防災対策の推進でございますが、17年5月の水防法の改正に伴い、18年度に林田川の浸水想定区域が指定され、大津茂川についてもその作業が進んでおります。この指定に伴い、町全域の洪水ハザードマップの作成を進め、避難場所の確認等地域における防災意識の高揚を図ります。あわせて、地域防災計画の見直しを進め、洪水ハザードマップとの連携を図り、的確な防災対策を推進します。

また、災害に強いまちづくりには自主防災組織と消防力の充実が大切です。住民の自主防災への意識の高揚を図るため、住民参加による実践的防災訓練を実施いたします。また、防災備品等の確保、防災講演会の開催、さらに消防施設整備事業等を継続して実施し、地域の防災、消防力の充実を図ってまいります。

防犯対策の推進並びに交通安全対策の充実でございますが、たつの警察署を始め、各関係機関との連携を図り、住民の防犯意識の高揚を図りながら、犯罪のないまちづくりを目指してまいります。また、交通安全啓発キャンペーンや各世代層に対する交通安全教室などを通し、交通安全意識の高揚にも努めてまいります。

近年、児童・生徒の安全を脅かす痛ましい事案が全国で発生しております。憂慮すべき事態と認識し、町内各地域で、ボランティアによる見回り等の活動をお願いしているところでございます。町におきましても、18年度より脱着式青色回転灯装着車3台を配置し、防犯推進委員による防犯補導パトロール、職員による町内巡回パトロールを実施しておりますが、さらに固定式青色回転灯装着車1台を追加配置し、より一層巡回パトロール体制を整えます。広範囲にわたる防犯効果が期待

できるものと考えております。

第2点、快適に暮らせる生活環境づくりについて申し上げます。

安定した生活水の提供でございますが、水道におけるクリプトスポリジウム暫定対策指針に基づく予防対策として、老原浄水場を高度浄水処理施設に改善しましたので、安全な飲料水の供給が図れております。今後におきましても、新水質基準のもと、安全給水を行うための新たな施設整備を行う必要がありますが、水需要は民間及び企業ともに伸びが見込めず、事業収益が減少傾向にあります。水道事業経営の健全化を図るため、町民の皆様のご理解を賜りながら財務体質の改善等、種々取り組みを進めてまいります。

また、私たちが快適な生活を営む上で必要不可欠な都市基盤施設としての下水道事業は、ほぼ町内全域の整備を終了しておりますが、地形等の関係で公共下水道が整備できなかった家屋に合併処理浄化槽の設置を進めてまいります。

さらに、雨水整備事業としまして、浸水に強いまちづくりを目指し、雨水全体計画の見直しを実施いたします。

環境に優しいまちづくりでございますが、ごみの減量化は処理コストの削減だけではなく、地球環境を守るという大局的観点からも重要であります。町民の皆様の理解とご協力を得ながらごみの分別収集とリサイクルを進めるとともに、さらに資源ごみの集団回収運動に奨励金を交付し、その減量化と資源の有効利用を推進いたします。全町クリーン作戦への協力を含め、生活環境への美化意識の高揚に努めてまいります。

○議長（熊谷直行） この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午後1時00分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続いて、町長、施政方針の説明をお願いします。

○町長（首藤正弘） 続きまして、第4項目めは、豊かな緑にいだかれた活気あふれるまちづくりであります。

田園都市の基盤となる農業を推進していくためには、生産性の向上と地域の特色を生かした経営への転換が必要であります。農業従事者の高齢化が進み、遊休農地が増加し、後継者の確保と育成が求められている今日、農地の保全や休耕田の有効利用など、田園風景の保全を図りながら、農業環境の改善に努めていかなければなりません。

第1点、みどり豊かな田園都市を培う農業の推進について申し上げます。

農業経営基盤の整備でございますが、引き続き集落営農の組織化を推進する取り組みに対して支援を行ってまいります。組織的な転作の団地化を進めるブロックローテーション方式、さらに米、麦、大豆の主要農作物について、集落組織のオペレーターを中心に、基幹産業を受託する集落営農方式に取り組む、それぞれ2集落に補助金を交付いたします。

地域の特色を生かした経営の推進であります。都市近郊という特色を生かす農業政策の一環として、引き続きサツマイモ畑2地区とジャガイモ畑2地区の観光オーナー事業を実施いたします。

また、特産品加工グループによる太子味噌やいちじくジャムの製造、販売の拡大、また、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める地産地消の取り組みとして、農産物生産出荷団体支援事業を継続実施いたします。

第2点、活力ある商工業の振興について申し上げます。

躍動する町は、地域内商工業と人々に活力が満ちることです。その意味でも、町内企業地における大型新工場立地計画に地域活性の大きな期待を託したものであります。このたびの白紙決定につきましては残念の一語に尽きるところであります。これまで以上に太子町商工会とも連携しながら、総合的な地域商工業の充実に行政の役割を果たし

ていきたいと考えております。商工業の振興に経営改善普及事業及び地域活性化事業を継続して実施してまいります。

第5項目めは、美しい景観に機能性を備えたまちづくりであります。

都市化の進展の中で、私たちは生活の中に自然という潤いを求めております。そのような自然志向を考慮し、できる限り公園の整備や緑地環境を保全していくことが大切であります。豊かな緑や澄んだ水に満たされ、自然と共生していることが実感できるまちづくり、また都市機能を備えた利便性の高い交通網の整備により、機能的で住みやすいまちづくりを計画的に進めてまいります。

第1点、まちとみちのネットワークについて申し上げます。

市街地整備の推進でございますが、JR網干駅西南地区は、都市核の副核として位置づけられており、土地区画整理事業によって都市計画道路などの都市施設とともに、良好な生活拠点として整備を図るため、20年2月に開催される兵庫県都市計画審議会への諮問に向けて、設計協議、都市計画決定図書の作成等に着手いたします。

総合的な交通体系の整備でございますが、都市計画道路揖保線は、同じく龍野中央幹線並びに宮田線の連携において、たつの市南東部と姫路市南西部を結ぶ地域幹線道路であります。都市計画道路龍野線及び沖代線の集中交通を緩和することを目的として、早期供用開始を目指し、用地取得等改良事業を引き続き推進いたします。

第2点、みどりとみずのネットワークについて申し上げます。

みどり豊かなまちづくりでございますが、総合公園は文化・スポーツ活動の拠点となる都市基幹公園として整備を進めているものであります。町民の皆様の運動の場であり、自然に親しめる憩いの場でもあり、災害時の避難地ともなります。さらにスポーツなどを通して心身の健康維持、増進が図れる場所として、計画的に整備を進めてまいります。

緑地環境の積極的保全と活用であります  
が、町民の皆様の花と緑に対する意識の高揚  
を図り、豊かで潤いのあるまちづくりに寄与  
するため、自治会及び公共施設等に花苗やプ  
ランターを配布し、地域における自主的な花  
の管理を通じて、触れ合いと生きがいの輪を  
広げるまちぐるみ緑化事業を継続して実施い  
たします。

第6項目めは、自治と連携による力強いま  
ちづくりであります。

地方分権の理念が浸透する中、地方自治体  
には地域の課題を適切に処理する自治能力の  
向上が求められる一方、まちづくりに対する  
住民の参加意欲の高まりに応じて、ともに連  
携を図りながら行政施策を展開していく体制  
づくりの重要性が指摘されております。

私たちは、簡素で効率的・効果的な行政運  
営につきましては、行政みずからがその体制  
を整備し、住民や議会と協調、連携して、か  
つ説明責任を果たしながら推進していくべき  
ものであると考えております。

第1点、支え合い共生する住民主体のまち  
づくりについて申し上げます。

都市化の進展や人口増加に伴い、行政サー  
ビスに対する住民ニーズも多様化、複雑化す  
る中で、町民の皆様から行政のあり方やまち  
づくりに対しても高い関心を寄せていただい  
ておりますので、まちづくりの集いや出前講  
座の開催等、多様な住民参加機会の一層の拡  
充を図り、それらご意見に対し、迅速かつ的  
確に対応しながら課題を共有し、政策形成に  
生かしていきたいと考えております。

住みよさの要件は多岐にわたりますが、ま  
ちづくりの躍動は、住民と行政おのおのの役  
割がうまく連動して得られるものでありま  
す。そのためには、行政情報の公開が、まず  
住民参画、協働の基本的なことと考えており  
ます。パブリックコメント制度やホームページ  
の活用を一層図るとともに、「広報たい  
し」の内容を高める等、総体的な広報、広聴  
機能の充実を図り、広範な地域の声の把握に  
努めながら、住民と行政が協働する活力ある

住みよいまちづくりに、かつ開かれた町行政  
に一層の取り組みを図ります。

さらに、住民相互に支え合い、触れ合いの  
ある地域づくりを進めていくために、コミュ  
ニティー活動等を支援し、地域を支えていた  
だく人材の育成に努めてまいります。

第2点、スマートな都市経営の基盤づくり  
について申し上げます。

一段と厳しさが増す財政状況や地域経済状  
況等を背景に、地方自治体の行財政改革の進  
捗に対しましては、厳しい視線が向けられて  
いることを真摯に認識するところでありま  
す。第3次太子町新行政改革大綱及び同実施  
計画が19年度をもって計画期間を満了します  
ので、これまでの取り組みを検証し、課題、  
問題点を掘り起こし、21年度までの具体的な  
取り組み事項をまとめた太子町集中改革プラン  
との整合を図りつつ、新たな視点に立った  
改定作業を進めてまいります。

さらに、住民ニーズに的確に対応した地域  
協働を推進していく上では、個々の職員の意  
識改革、創造的能力開発が必然であります。  
人材の育成を主眼として、人事評価システム  
の制度化を進め、人事の活性化、職員研修の  
充実等も含め、職員にやる気を喚起できる総  
体的な人事制度の構築を図ってまいります。

行政の情報化の推進でございますが、現在  
再構築を進めております基幹業務システムに  
つきましては、20年1月の本格稼働に向け、  
鋭意取り組みを進めてまいります。新システ  
ムの稼働により、法改正、制度改正等に迅速  
かつ柔軟に対応でき、行政事務の効率化が図  
れるものと考えております。

今申し述べました各般の事務事業方針をも  
とに編成しました平成19年度の各会計の歳入  
歳出予算総額は、一般会計83億5,323万  
9,000円、特別会計6会計73億2,611万  
8,000円、企業会計収入4億5,946万  
4,000円、企業会計支出6億2,448万円、これ  
らを総じての予算額は163億383万7,000円で  
ございます。

以上が平成19年度の太子町行政に取り組む

私の所信と施策の概要であります。

地方分権が進み、国と地方の役割分担が整理され、地方にできることは地方にとの確固たる方針が打ち出される中であって、地方行政を取り巻く諸事情は一段と厳しさを増しております。町政の伸展と住民福祉の向上に新たな決意で臨み、英知の結集と創意工夫をもって、この難局を乗り越えていく所存であります。

今まで以上に、住民、議会、行政が一体となり、総合計画の基本目標「和のまち太子」の実現に向け、効率的で効果的な行政運営に努めて、住みよい地域づくりに全力を傾注してまいります。

今期定例会にご提案しております案件につきましては、慎重なご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、町民並びに議員各位のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成19年度の施政方針といたします。どうかよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（熊谷直行） 町長の施政方針の説明は終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第8号 字の区域の変更について

○議長（熊谷直行） 日程第13、議案第8号字の区域の変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第8号字の区域の変更について説明を申し上げます。

田中農住組合が実施した土地区画整理事業の結果、字の区域の変更が生じたため、字の区域を変更するものであります。

変更の時期については、地方自治法施行令第179条の規定により、兵庫県の換地処分公告のあった日の翌日から変更となります。

詳細につきましては、経済建設部長より説

明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） ただいま上程されました議案第8号字の区域の変更について詳細説明を申し上げます。

まず最初に、変更内容及び変更理由につきましては、参考資料のA3判の図面があると思いますけれども、その字界変更図をもとに説明させていただきます。

原因といたしましては、太子町田中農住組合が実施しております、その前ページの位置図、赤色部分の太子町田中農住土地区画整理事業によるものでございます。

その内容としましては、次のページの字界変更図へ戻っていただきまして、右下の凡例にもありますけれども、図面中央の黒丸2つの実線が現在の字界でございます。赤丸2つの実線が新たな区域界になります。これは、新たな区画道路が東西方向にできますが、赤丸2つの実線がその新しい道路の南端をあらわしております。

図面の黄色い部分で、右側、1540の1番地の一部約11平方メートル及び黄色い左側、1539の1番地の一部約38平方メートルが字ヨフカから字往田に変わります。

中央部の黒の斜線部分、これは公有地であります道路の一部で、底地は里道でございますが、約21平方メートルが字往田から字ヨフカに変わります。

理由としましては、黄色い部分は新たな区画道路の敷地となり、黒色斜線部分は宅地となるもので、字の区域の変更を行わない場合、この宅地に字往田と字ヨフカの2つの地番が存在することになります。土地区画整理事業は、土地の区画を整形にするとともに、地番等も整理するため、このようなことを避けるべく、字の区域の変更を行うものであります。

これの実施時期につきましては、平成19年

9月ごろを予定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第9号 町道路線の認定について

○議長（熊谷直行） 日程第14、議案第9号町道路線の認定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第9号町道路線の認定について説明を申し上げます。

今回の認定につきましては、都市計画法第40条による帰属路線11路線、土地区画整理法第105条による帰属路線2路線及び寄附採納による路線1路線を認定するものであります。

なお、道路延長、道路幅員等の概要につきましては、経済建設部長より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） ただいま上程されました議案第9号町道路線の認定についての詳細説明を申し上げます。

お手許の参考資料の図面によりまして、説明させていただきます。

まず、1ページ目をお願いします。

これより7ページ目までの11路線が都市計画法第40条の帰属によります路線でございます。

それと、今回上程の14路線の最小幅員は、すべて6メートルとなっておりますので、最小幅員の説明は省略させていただきます。

それでは、1ページ目の図面の下部に表示しておりますが、の路線名は東保中ノ壺団

地7号線、総延長、実延長とも33.5メートル、最大幅員12.9メートルでございます。

次に、2ページをお願いします。

立岡山崎団地5号線、総延長、実延長とも108.5メートル、最大幅員13.1メートルでございます。

次に、3ページをお願いします。

路線名、太田山ノ下団地2号線、総延長、実延長ともに91メートルで、最大幅員は13.1メートルでございます。

次に、4ページをお願いします。

4番目としまして、立岡小畑団地3号線でございます。実延長、総延長ともに81.8メートル、最大幅員は10.9メートルでございます。

次に、5ページをお願いします。

ここでは、開発行為に伴います路線が4路線ありまして、が太田五反田団地2号線で、総延長、実延長ともに128メートル、最大幅員は12メートルとなっております。

の中央から西に向いている路線で、太田五反田団地3号線、総延長、実延長ともに20.8メートル、最大幅員は12.2メートルでございます。

は、太田五反田団地4号線で、総延長、実延長ともに25.4メートル、最大幅員は12.2メートルとなっております。

は、太田五反田団地5号線で、総延長、実延長ともに25メートル、最大幅員は12.4メートルでございます。

次に、6ページをお願いします。

路線名は、宮本宮ノ前団地線で、総延長、実延長ともに41.6メートル、最大幅員は13.5メートルとなっております。

次に、7ページをお願いします。

につきましては、鶴構ノ内団地1号線、総延長、実延長ともに48.2メートル、最大幅員6メートル。

の鶴構ノ内団地2号線は、総延長、実延長ともに24.8メートル、最大幅員は13メートルとなっております。

次に、8ページをお願いします。

ここは、土地区画整理法の第105条の帰属によります2路線でございます。

は、竹広前田団地1号線、総延長、実延長ともに161.8メートルで、最大幅員は11.9メートル。

は、竹広前田団地2号線で、総延長、実延長ともに89メートル、最大幅員は12.2メートルとなっております。

9ページをお願いします。

ここは、寄附採納によります路線でございます。

路線名は、馬場樽丸団地線で、総延長、実延長ともに33.8メートル、最大幅員は11.8メートルとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第15 議案第10号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第15、議案第10号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第10号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

兵庫県の福祉医療制度の改正があり、本条例を県の制度に準拠して改正するもので、少子化対策として乳幼児医療費助成制度の対象者の拡充と文言の整理を行うものであり、内容としましては、現在義務教育就学前までを対象としている乳幼児医療費助成制度の対象を平成19年4月から入院、通院とも小学3年生の児童まで拡充するものであります。

また、乳幼児医療の対象に小学3年生まで

の児童を加えるため、「乳幼児」を「乳幼児等」に、「幼児」を「幼児等」に、「幼児保護者」を「幼児等保護者」に改正しております。

詳細につきましては、助役より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） 議案第10号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

今回の改正は、兵庫県が実施しております福祉医療費助成事業実施要綱の一部が改正されましたので、本条例を県の制度に準拠して改正するものであります。

改正点につきましてご説明申し上げます。

このたびの改正は、少子対策として、乳幼児医療費助成制度の対象者の拡充と文言の整理を行うものであります。

1つ、現在義務教育就学前まで、6歳を対象としております乳幼児医療費助成制度の対象を平成19年4月から、入院、外来とも小学校3年生まで、9歳まで拡充するものでございます。

2つ目、文言の整理としまして、乳児、幼児に加え、3年生までの児童を対象とするため、「乳幼児」は「乳幼児等」に、「幼児」は「幼児等」に、「幼児保護者」は「幼児等保護者」に改めるものでございます。

その他、所得制限、一部負担については現行どおりといたします。

拡充の対象者数は、約1,117名を見込んでおりまして、拡充に伴う乳幼児医療費として1,328万5,000円の増額を見込んでおります。

制度改正の周知につきましては、3月中に県が医療機関等でのポスターの掲示、「県民だよりひょうご」、地域子育てネットワークだより、県ホームページ、その他、電波媒体等で広報を行う予定でございます。

町といたしましては、「広報たいし」、町ホームページへの掲載を予定しております

が、平成19年4月より新たに対象となる新2年生、3年生につきましては、過去に乳幼児医療受給者であっても所得等の資格確認を行う必要があることから、申請書を徴収することになるため、個別に通知をいたします。

なお、新1年生につきましては、現行制度の対象者でもあり、所得等の資格確認を行っていることから申請は必要ありません。この方法が、現在お持ちの乳幼児医療費受給者証は、有効期間が平成19年3月31日までとなっておりますが、期間延長になる平成19年4月1日から平成19年6月30日までの有効期間を有した受給者証を3月中旬に郵送いたします。

以上で太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきましての詳細説明を終わります。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第11号 太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第16、議案第11号太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第11号太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

兵庫県が施工する主要地方道網干たつの線道路改良事業用地として、吉福グラウンドの大部分を県より本年度に買収したい旨要請があり、やむを得ないとの判断により、買収に応じることとしたため、吉福グラウンドを本

条例から削るものであります。

また、年末年始の休館日等の見直しにより、年末年始の休場・休館日を12月29日から1月3日までとすることにより開場日数を増やし、住民サービスの向上を図ることとしたものであります。

詳細につきましては、助役より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） 議案第11号太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

兵庫県が施工します主要地方道網干たつの線道路改良事業用地として、吉福グラウンド用地の一部を県より本年度に買収したい旨の要請があり、買収に応じることとしたため、吉福グラウンドを本条例から削除するものでございます。

参考資料をごらんいただきたいと思います。

その後ろの方で、平成19年度一般会計予算概要の前につづっております図面、2枚あると思いますが、2枚目の方をごらんいただきたいと思います。

緑色に網かけしております部分が買収となりますが、このうち左側にあります吉福グラウンド用地及び駐車場の中央部分が買収され、グラウンドの用途として使用できない状態となるため、条例第2条の表と別表1から吉福グラウンドを削除するものでございます。

また、年末年始の休館日等の見直しにより、年末年始の休場、休館日を12月29日から1月3日までとすることにより開場日数を増やし、住民サービスの向上を図ることとしております。

なお、施行日については公布の日からとしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第17 議案第12号 土地の処分
について

○議長（熊谷直行） 日程第17、議案第12号土地の処分についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第12号土地の処分について説明を申し上げます。

兵庫県が施工する主要地方道網干たつの線道路改良事業用地として、吉福グラウンド用地のうち5,000平米を超える土地を県に売却するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

売却面積は、5,076.58平方メートル、売却金額は1億610万522円でございます。

詳細につきましては、助役より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） 議案第12号土地の処分について詳細説明を申し上げます。

先ほども説明しましたが、お手許の参考資料といたしまして、A4の図面2枚が届いていると思います。

まず、1枚目をご覧ください。

図面左側、吉福グラウンドの緑色部分を兵庫県が施工する主要地方道網干たつの線道路改良事業用地として、県に売却するものでございます。

この事業は、林田川橋梁の施工に影響の高い揖保川線までの用地に対し、県より本年度に買収したい旨の要望があり、買収に応じることとしたもので、売却面積は5,076.58平方

メートル、売却金額は1億610万522円でございます。

参考資料の図面2枚目をご覧いただきたいと思います。

売却場所は、吉福261番1、295番1、299番1、303番1、304番5の5筆でございます。261番1の売却面積は4,126.32平方メートル、吉福295番1の売却面積は115.84平方メートル、吉福299番1の売却面積は703.22平方メートル、吉福303番1の売却面積は128.83平方メートル、吉福304番5の売却面積は2.37平方メートルでございます。

なお、揖保線につきましては、平成17年度に測量を実施し、平成18年度より用地買収、用地測量を行い、平成22年度完成を目指しております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第18 議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第18、議案第13号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第13号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

平成18年度の人事院勧告に基づき、国においては一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成18年11月17日に公布され、平成19年4月1日より施行されます。

その改正においては、俸給の特別調整額、本町の管理職手当に相当する手当が定額化さ

れることに伴い、本町においても年功的な給与処遇による現行の率方式から管理職員の職務、職責を端的に反映できる定額制に移行するために、第21条第2項を改めるものであります。

管理職手当につきましては、条例で率の上限を定め、部長相当職は給料の18%以内、課長相当職は15%以内、副課長相当職は10%以内としているところでありますが、現在の支給については、平成14年4月より人件費の抑制のため、部長相当職は給料の15%以内、課長相当職は13%以内、副課長相当職は8%以内として減額して運用しております。

改正後の管理職手当の額であります。現行の減額後の管理職手当の額を基準とし、部長、教育次長に対して月額6万7,000円、課長、所長、事務局長、館長に対し月額5万6,000円、参事、室長、所長、館長、副課長、副所長、園長に対し月額3万3,000円を支給することとしております。

施行日につきましては、平成19年4月1日としております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第19 議案第14号 年末年始の休館日等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第19、議案第14号 年末年始の休館日等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第14号年末年始の

休館日等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

年末年始の休館日等の見直しにより、児童館、総合公園体育施設、図書館について、年末年始の休場、休館日を現行「12月28日から1月4日まで」とありますのを「12月29日から1月3日まで」と改正することにより、開場、開館日数を増やし、住民サービスの向上を図ることとしたものであります。

また、児童館の利用開始時間につきまして、30分早めることとし、午前9時30分からとしております。

施行日につきましては、公布の日より施行としておりますが、児童館の利用開始時間の改正については、平成19年4月1日よりの施行といたします。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第20 議案第15号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第20、議案第15号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第15号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律が平成18年12月8日に公布され、結核予防法が廃止されることに伴い、本条例を改正するものであります。

内容としましては、第12条の2で規定しております結核医療に係る根拠規定を変更するもので、結核予防法の第34条を根拠としていたものを感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の第37条の2を根拠とするものに改めるものでございます。

なお、当条例第12条の2の規定は、被保険者が結核医療を受け、当該医療に要する費用の一部を負担したときは、結核医療付加金が支給されますが、当該医療費は都道府県が100分の95を負担し、患者負担割合は5%で従来と変更はございません。

施行日につきましては、平成19年4月1日より施行としております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第21 議案第16号 太子町立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第21、議案第16号太子町立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第16号太子町立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

歴史資料館につきましては、年々その利用が減ってきている状況であり、太子町の歴史について町内外を問わず広く知っていただき、歴史資料館に親しみを持って気軽に利用していただくため、常設展示について観覧料

を無料にするものであります。

ただし、特別展示の観覧料につきましては、運搬費用等特別な経費が必要であることから、現行の1人1回1,000円以内で町長が別に定める額を徴収するという規定を残しております。

この特別展示の観覧料についてですが、小学校、中学校の児童及び生徒、町内の小学校、中学校が主催する行事の参加者、身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方と介護人等につきましては、全額免除としております。

施行日につきましては、平成19年4月1日より施行としております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第22 議案第17号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更について

○議長（熊谷直行） 日程第22、議案第17号兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第17号兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更について説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布されたことに伴い改正するものであります。

内容としましては、収入役が廃止され、一般職である会計管理者に変更されることに伴い、第8条を改正し、また「吏員」、「その他の職員」の区分が廃止され、一律「職員」に変更されることに伴い第9条を改正するも

のであります。

なお、施行日につきましては法施行に合わせ、平成19年4月1日としております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第23 議案第18号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合同約の変更について

○議長（熊谷直行） 日程第23、議案第18号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第18号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合同約の変更について説明を申し上げます。

前の議案第17号と同様に、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布されたことに伴い改正するものであります。

内容としましては、収入役が廃止され、一般職である会計管理者に変更されることに伴い、第8条の第1項、第4項、第5項、第9項を改正し、また「吏員」、「その他の職員」の区分が廃止され、一律「職員」に変更されることに伴い、第8条第7項と第10条を改正するものであります。

また、養父市、朝来市で構成されておりました南但老人ホーム一部事務組合が、施設の民営化に伴い解散し、神河町、市川町、福崎

町で構成されておりました中播消防事務組合が組合事務並びに職員及び財産等を姫路市が承継するため解散し、また香美町、新温泉町で構成されておりました美方広域消防事務組合が一部事務組合の統廃合に伴い、平成19年3月31日付で解散することに伴い、本組合を脱退するため、別表を改正するものであります。

この改正により、本組合構成市町等の数は19市12町34一部事務組合から19市12町31一部事務組合となります。

なお、施行日については、平成19年4月1日であります。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第24 議案第19号 揖龍保健衛生施設事務組合同約の変更について

○議長（熊谷直行） 日程第24、議案第19号 揖龍保健衛生施設事務組合同約の変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第19号揖龍保健衛生施設事務組合同約の変更について説明を申し上げます。

前の議案と同様に、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布されたことに伴い改正するものであります。

内容としましては、収入役が廃止され、一般職である会計管理者に変更されることに伴い、第9条の第1項、第5項、第6項を改正し、また「吏員」、「その他の職員」の区分が廃止され、一律「職員」に変更されることに伴い、第10条を改正するものであります。

なお、施行日につきましては、法施行に合わせ、平成19年4月1日としております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第25 議案第20号 兵庫県市町
交通災害共済組合理約の変更について

○議長（熊谷直行） 日程第25、議案第20号兵庫県市町交通災害共済組合理約の変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第20号兵庫県市町交通災害共済組合理約の変更について説明を申し上げます。

前の議案と同様に、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布されたことに伴い改正するものであります。

内容としましては、収入役が廃止され、一般職である会計管理者に変更されたことに伴い、第8条及び第9条を改正し、また「吏員」、「その他の職員」の区分が廃止され、一律「職員」に変更されることに伴い、第10条を改正するものであります。

なお、施行日につきましては、法施行に合わせ、平成19年4月1日としております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第26 議案第21号 揖龍地区農  
業共済事務組合理約の変更  
について

○議長（熊谷直行） 日程第26、議案第21号揖龍地区農業共済事務組合理約の変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第21号揖龍地区農業共済事務組合理約の変更について説明を申し上げます。

この件につきましても、前の議案と同様に、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布されたことに伴い改正するものであります。

内容としましては、収入役が廃止され、一般職である会計管理者に変更されることに伴い、第8条を改正し、また「吏員」、「その他の職員」の区分が廃止され、一律「職員」に変更されることに伴い、第10条を改正するものであります。

また、地方自治法の法令番号を加える字句の追加で、第13条を改正するものであります。

なお、施行日につきましては、法施行に合わせ、平成19年4月1日としております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第27 議案第22号 平成19年
度兵庫県太子町一般会計予
算

○議長（熊谷直行） 日程第27、議案第22号平成19年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第22号平成19年度兵庫県太子町一般会計予算について説明を申し上げます。

施政方針でも申し上げましたが、歳入歳出予算の総額を83億5,323万9,000円と定めるものであります。前年度当初予算との対比では、1億7,304万2,000円の減、増減率として2%の減であります。

歳入予算の主な増減は、町税が税源移譲による個人住民税の増加のため、5億2,218万4,000円、率にして14.5%の増。地方譲与税が、所得譲与税の廃止により、2億5,410万円、率にして71.9%の減。地方特例交付金は、減税補填特例交付金の廃止に伴い5,700万円、率にして54.7%の減。地方交付税は、普通交付税が税源移譲に伴う町税の増加、所得譲与税の廃止等の結果、基準財政収入額が増えるため、交付額が大幅に減少、特別交付税も災害等関連経費への傾斜配分により減少が見込まれるため、1億3,200万円、率にして9.6%の減。国庫支出金は、児童手当制度の拡充や幹線道路整備費の増加などにより4,340万1,000円、率にして8.5%の増。県支出金は、児童手当制度の拡充や県税徴収事務及び選挙費委託金の増加などにより5,297万2,000円、率にして12.3%の増。繰入金は、小学校改築や公設民営保育所等の整備終了により、7,159万7,000円、率にして10.9%の減。町債は、事業完了に伴う教育債の皆減や臨時財政対策債等の減、減税補填債の制度廃止により2億5,470万円、率にして7.7%の減となっています。

歳出予算の主な増減は、総務費が電子計算機費や選挙費の増加により5,702万5,000円、率にして5.7%の増。民生費は、社会福祉総務費、老人医療費、障害者福祉費、児童措置費、乳幼児等医療費の増加などにより2億3,565万8,000円、率にして12%の増。衛生費は、予防費、清掃総務費、塵芥処理費の増加により8,671万円、率にして10.5%の増。農林水産業費は、農地費の減少により2,284万

円、率にして19.4%の減。土木費は、街路事業費及び公園事業費の減少を幹線道路整備事業費の増加が上回ることなどにより3,514万2,000円、率にして2.5%の増。消防費は、災害対策費の増加により1,473万7,000円、率にして3.7%の増。教育費は、斑鳩小学校北館改築完了に伴う小学校管理費の減少及び国民体育大会費の皆減などにより5億1,701万1,000円、率にして35%の減。公債費は、既発行債の償還完了により5,689万1,000円、率にして5.1%の減となっています。その他、地方債を2件設定し、一時借入金、歳出予算の流用については前年度と同様でございます。

詳細につきましては、助役より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） ただいま上程されました議案第22号平成19年度兵庫県太子町一般会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

24ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1報酬5,407万9,000円につきましては、定数減及び改選に伴う議員数の減によりまして、前年度対比298万1,000円減にて計上いたしております。節3職員手当等3,106万2,000円は、任期満了に伴う議員期末手当の削減終了などにより、前年度対比555万9,000円増にて計上いたしております。節4共済費915万4,000円につきましては、町村議会議員共済会負担金であります。町村合併による構成団体の減少の影響などによりまして、給付費の負担率が上昇したことで、前年度対比277万1,000円増にて計上しております。節13委託料246万8,000円につきましては、会議録作成委託料であります。特別委員会等の会議録作成を職員対応とすることで、前年度対比63万円減にて計上しております。

25ページをお願いいたします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 4 共済費につきましては、退職等により職員数が昨年度に比べて 9 名減となったことなどに伴いまして、市町村職員共済組負担金が減少し、前年度対比 1,377 万 2,000 円減の 1 億 8,473 万 5,000 円を計上いたしております。節 10 交際費につきましては、前年度対比 20 万円減の 280 万円を計上いたしております。節 13 委託料であります、26 ページをお願いいたします。人事評価講習委託料 10 万 5,000 円は、人事評価制度の導入に向けた講習会を佐用町及び上郡町との共催にて実施する予定でございます。節 14 使用料及び賃借料のうち、自治体法務ナビ利用料 12 万 6,000 円は、複雑化する法令の制定、改廃動向や例規整備方法の詳細など解説情報を得ることで、迅速かつ正確な対応を図るものでございます。

27 ページをお願いいたします。

目 5 財産管理費、節 13 委託料のうち、旧太田東幼稚園設備調査委託料と、引き続き 28 ページをお願いいたします。

節 15 工事請負費のうち、旧太田東幼稚園転用工事費につきましては、現在中央公民館で行っております子育て学習センターの実施場所として、当該施設に下水道接続などの設備改修を施し、同時に生涯学習ボランティアセンターとしても有効活用するものでございます。また、収税管理室前通路屋根設置工事費は、来庁者などの通路に屋根がないため、雨天時に支障が生じておりますので、屋根を設置するものでございます。

目 7 電子計算機費であります、29 ページをお願いいたします。

節 13 委託料のうち、業務システムデータ移行委託料につきましては、現在進めております基幹業務システムのオフコンからパソコンへのリプレース事業において、既存システムが持つ電子データを新システムに移行させる作業に要する経費として計上しております。節 14 使用料及び賃借料のうち、電子計算機賃料につきましては、新しい基幹業務システム

の導入時期を平成 18 年度の計画に比べて 2 カ月早めることにより、リース料の増加などによりまして、前年度対比 246 万 8,000 円増の 4,694 万 5,000 円を計上しております。

目 8 交通安全対策費、節 15 工事請負費 61 万 3,000 円につきましては、道路反射鏡 9 基と、その他交通安全施設として標識及び看板 2 基、自発光式交差点鉄 1 カ所等を予定いたしております。

目 9 防犯対策費でございます、30 ページをお願いいたします。

節 18 備品購入費 6 万円は、青色回転灯購入費であります。固定式の回転灯を装備した防犯パトロール車両を 1 台配置し、パトロールの強化を図るものでございます。

31 ページをお願いいたします。

目 11 自治振興費、節 19 負担金補助及び交付金のうち、連合自治会研修補助金 120 万円につきましては、隔年度の助成としておりますので、今年度計上させていただいております。

目 12 コミュニティー施設整備費、節 19 負担金補助及び交付金 768 万円につきましては、公会堂新築補助として平成 18 年度の着手が困難となりました松田自治会、放送設備の新設及び更新補助として 5 自治会、公会堂下水道接続補助に 3 自治会、掲示板新設及び更新補助に 4 自治会を予定しております。

目 13 基金費 530 万円につきましては、基金運用利率が上昇傾向にあることから、利率を前年度の年 0.1% から年 0.4% に見直したことで、利子収入が増加する見通しでございますので、前年度対比 403 万 4,000 円増にて計上いたしております。

32 ページをお願いいたします。

項 2 徴税費、目 2 賦課徴収費、節 13 委託料 2,243 万 5,000 円のうち、土地鑑定評価業務委託料につきましては、平成 21 年度の評価がえに向けて、その基準日となる平成 20 年 1 月 1 日時点の町内 125 カ所の標準地について、資産税の基礎となる評価額を算定するために、不動産鑑定士に鑑定業務を委託するものであ

ります。

引き続き33ページをお願いいたします。

固定資産税データ更新委託料につきましても、評価がえに向け、例年の業務に加えて、航空写真の撮影を実施しまして、前回からの異動状況などの確認と地番図の整合を行うものでございます。

34ページをお願いいたします。

項 4 選挙費、目 3 参議院議員選挙費 1,291万1,000円及び引き続き35ページをお願いいたします。

目 4 兵庫県議会議員選挙費800万3,000円並びに目 5 太子町議会議員選挙費921万9,000円につきましては、平成19年度に執行予定の選挙経費でございます。

38ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節19負担金補助及び交付金のうち、福祉医療費助成事業協力費375万円は、前年度まで項 2 児童福祉費、目 7 乳幼児医療費において乳幼児加算料として計上しておりました経費と統合の方向で、たつの市揖保郡医師会と調整しておりますので、前年度対比102万3,000円増となっております。また、社会福祉協議会補助金2,873万6,000円につきましては、補助対象経費における人件費の対象職員数の減と自主財源の増加などによりまして、前年度対比1,690万2,000円減にて計上しております。節28繰出金 2 億5,935万1,000円につきましては、国民健康保険特別会計繰出金であります。内訳としまして、保険基盤安定繰り出しのうち、保険税軽減分が前年度対比357万8,000円増の7,512万円、保険者支援分が99万5,000円増の1,461万円、職員給与費等繰り出しが、平成20年 4 月に創設される後期高齢者医療制度の実施準備に係るシステム改修経費の皆増などにより、2,274万5,000円増の5,805万2,000円、出産育児一時金等繰り出しが206万7,000円増の1,306万7,000円、財政安定化支援事業繰り出しが32万円減の498万6,000円、その他一般会計繰り出しが3,594万3,000円増の9,351万

6,000円でございます。

目 2 老人福祉費、節11需用費中、消耗品費のうち、308万5,000円、印刷製本費 7 万8,000円、節12役務費のうち、敬老会行事保険料4万円、節13委託料のうち、駐車場警備委託料3万2,000円及び敬老会会場運営スタッフ等委託料73万円、節14使用料及び賃借料35万7,000円の合計432万2,000円につきましては、敬老会開催経費でございます。前年度予算までは、節13委託料に一括計上しておりましたが、実行経費としてそれぞれの科目において計上したものでございます。

引き続き39ページをお願いいたします。

節20扶助費のうち、高齢者日常生活用具給付費66万1,000円は、低所得の高齢単身者世帯等に対する火災報知機の設置経費の助成と老人福祉電話の費用助成経費であります。火災報知機は、100世帯分を予定しております。節28繰出金 2 億586万円は、介護保険特別会計繰出金であります。保険給付事業繰り出しが前年度対比1,913万9,000円減の2億90万5,000円、介護サービス事業繰り出しが282万1,000円減の495万5,000円でございます。

目 3 老人医療費、節 9 旅費のうち 8 万9,000円、節11需用費中、消耗品費のうち 81万4,000円、印刷製本費のうち125万5,000円、節12役務費のうち87万円、節13委託料1,050万円、節19負担金補助及び交付金851万1,000円の合計2,203万9,000円につきましては、後期高齢者医療制度創設に係る事務経費及びシステム開発経費並びに先に設置されました兵庫県後期高齢者医療広域連合の分賦金でございます。節28繰出金につきましては、老人保健特別会計繰出金であります。前年度対比7,959万1,000円増の1億4,389万8,000円でございますが、これは前年度支払基金交付金及び国県負担金の過年度精算交付金が多大となる見通しでしたので、特別会計側の歳入予算としてこれを計上しておりましたが、平成19年度はこれが平年化するため、この措置を取りやめたことにより、増加する

ものでございます。

40ページをお願いいたします。

目5 障害者福祉費、節13委託料のうち、地域生活支援事業委託料34万1,000円は、社会参加促進事業として、上郡町及び佐用町と共催による障害者スポーツ大会やレクリエーション教室の開催、手話奉仕員養成講座などを実施する経費でございます。節19負担金補助及び交付金のうち、西播磨児童デイサービス建設費負担金1,020万3,000円につきましては、播磨科学公園都市において先行実施しております西播磨児童デイサービス事業の拠点施設の建設負担金でございます。内訳といたしまして、事業費の3割を均等割、7割を人口割で算定されております。節20扶助費につきましては、障害者自立支援法の本格施行に伴い、事業が整理された結果、項目が減少したものでございますが、前年度対比で4,672万5,000円増の3億4,133万1,000円を計上いたしております。

44ページをお願いいたします。

項2 児童福祉費、目2 保育所費、節13委託料のうち、石海保育園運営委託料5,508万5,000円につきましては年間経費として、また児童数につきましても前年度の40名から53名に増加しておりますので、前年度対比3,185万円増にて計上いたしております。

目3 保育所運営費、節20扶助費2億9,724万7,000円につきましては、二葉保育園が105名分、安養保育園が109名分、委託保育園が150名分の保育所運営費でございます。前年度に比して保育単価の高い低年齢児が減少したことなどによりまして、1,378万円減となっております。

目6 児童措置費3億2,005万円につきましては児童手当であります。前年度対比で5,492万5,000円増にて計上しておりますが、これは平成19年度より制度改正されまして、3歳未満の児童手当の月額が一律1万円に引き上げられることとなりましたので、その影響額として5,331万円が必要となったものでございます。

45ページをお願いいたします。

目7 乳幼児等医療費6,349万1,000円でございますが、前年度対比1,201万5,000円の増となっております。これは、主に制度改正によりまして、助成対象者が就学前の乳幼児から小学校3年生修了前の児童まで拡充されましたので、対象者の増加による影響額といたしまして、節11需用費で1万2,000円、節12役務費で306万7,000円、節20扶助費で1,328万5,000円、それぞれ増加したことが要因でございます。また、科目の名称を前年度の「乳幼児医療費」から「乳幼児等医療費」に変更いたしております。

目8 児童館運営費1,339万5,000円につきましては、前年度対比で505万5,000円の減となっております。これは、主に児童館の防水外壁改修工事の完了によるものでございますが、先ほど27ページの款2 総務費、項1 総務管理費、目5 財産管理費でご説明申し上げましたとおり、旧太田東幼稚園を改修し、現在中央公民館で行っております子育て学習センターの実施場所を平成19年10月に変更する計画でございます。これによりまして、事業実施に係る施設管理経費の増として、節11需用費のうち、消耗品費14万2,000円、燃料費9万9,000円、光熱水費15万2,000円、修繕料16万8,000円を、節12役務費では電話料や手数料で7万7,000円、節14使用料及び賃借料では、複写機借料5万7,000円を計上いたしております。また、節18備品購入費では、管理用備品として事務機器及び調理機器を、教材用備品として太鼓等の楽器の購入を予定いたしております。

46ページをお願いいたします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、節7 賃金458万2,000円につきましては、保健師の出産育児休暇取得による代替職員1名の雇用に246万1,000円を、また生活習慣病予防や栄養相談業務などを充実させるため、嘱託管理栄養士1名の雇用に212万1,000円を計上いたしております。これによりまして、目2 予防費及び目3 母子衛生費に

おける各種健診での栄養士の雇用賃金が減額となっております。節8報償費14万4,000円は、前年度節13委託料に計上しておりました健康づくり推進員委託料から科目を整理し、謝礼として組み替えたものでございます。節19負担金補助及び交付金のうち、揖龍保健衛生組織協議会負担金15万8,000円は、目4環境衛生費から、また救急医療情報システム運営費分担金22万7,000円は、目5診療諸費から組み替えたものでございまして、これに伴いまして診療諸費は廃目といたしております。

47ページをお願いいたします。

目2予防費は、前年度対比836万7,000円増の6,367万4,000円となっております。これは、予防接種のうち、日本脳炎及び2種、3種混合接種につきまして、従来の集団接種から個別接種に移行することに伴いまして、看護師の雇用賃金や医薬材料費の購入費などが不要となる反面、これらを加味した接種委託料の単価が上昇することとなったことや、節13委託料のうち、高齢者インフルエンザ接種委託料が対象者の増、接種率の向上により、前年度対比257万1,000円増、麻疹・風疹混合接種委託料が同465万1,000円増となったことが主な要因でございます。

目3母子衛生費でございますが、48ページをお願いいたします。

節13委託料のうち、妊婦健康診査委託料504万5,000円につきましては、直近3カ年の平均出生者数から380名分を予定いたしております。

目4環境衛生費、節19負担金補助及び交付金6,338万2,000円は、揖龍保健衛生施設事務組合負担金のうち、火葬場施設に係る経費でございます。経費負担割合の算定基礎となる国勢調査人口の確定に伴う負担率の増加などによりまして、前年度対比335万4,000円増となっております。

49ページをお願いいたします。

項2清掃費、目1清掃総務費、節19負担金補助及び交付金のうち、揖龍保健衛生施設事

務組合負担金6億7,773万7,000円でございますが、ごみ処理施設の焼却炉の改修事業費に係る経費負担として4,000万円を要することと、負担割合の算定基礎となる国勢調査人口の確定に伴う負担率の増加などによりまして、前年度対比5,342万円増となっております。

目2塵芥処理費1,511万6,000円につきましては、前年度中止しておりました上太田瓦礫処分場の瓦礫処分を再開いたしますので、手数料と搬出委託料の計上によりまして、前年度対比684万8,000円の増となっております。

款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費でございますが、50ページをお願いいたします。

節21貸付金3,000万円は、勤労者住宅資金の融資状況の動向を踏まえ、前年度対比1,000万円減にて計上いたしております。

51ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節13委託料30万円につきましては、鹿や猪などの有害鳥獣駆除に3回分24万円、公共施設等でハチ駆除に4回分6万円を計上しております。また、節19負担金補助及び交付金のうち、ハチ駆除補助金12万5,000円は、一般家庭における駆除経費に5,000円を助成するもので、25回分を予定いたしております。

52ページをお願いいたします。

目6農地費、節19負担金補助及び交付金でございますが、引き続き53ページをお願いいたします。

農地・水・環境保全推進協議会負担金253万円は、農地や農道、農業用水路などの基盤保全と有効活用などに係る計画策定と実践活動を行う自治会等の活動組織に対しまして、平成19年度から23年度までの5年間県の設置する推進協議会を通じ、国が2分の1、県及び町がそれぞれ4分の1の助成を行うものでございます。また、岩浦地区地域用水機能推進事業負担金78万6,000円は、前年度の団体営岩浦地区水路改修事業負担金の名称を

変更したものでございます。

項2林業費、目1林業振興費、節13委託料150万円は、ヒナサイ山地形測量委託料でございます。町道原勝原線に向けた斜面におきまして、大雨の際道路に水があふれることなどの状況から、治山事業として県が保安林部分に谷止めを設置する計画の事業化に向けて保安林の隣接箇所の地形測量を行うものでございます。節19負担金補助及び交付金のうち、森林整備地域活動支援交付金18万9,000円は平成18年度で終了予定でございましたが、助成単価を1万円から5,000円に改定した上で23年度まで期間が延長されたことによりまして、引き続き計上しております。

54ページをお願いいたします。

款7商工費、項1商工費、目2観光費、節19負担金補助及び交付金のうち、太子あすかふるさとまつり実行委員会負担金につきましては、前年度繰越金の活用などによりまして、前年度対比100万円減の700万円を計上いたしております。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費でございますが、55ページをお願いいたします。

節19負担金補助及び交付金のうち、県単独事業急傾斜地崩壊対策事業負担金77万8,000円につきましては、県施行による太子山斜面の崩壊対策事業経費の負担金であります。事業期間は平成19年度から22年度までの計画で、平成19年度はボーリング調査と詳細設計に係る事業費77万8,000円の10%を負担するものでございます。

56ページをお願いいたします。

項2道路橋りょう費、目3生活道路整備事業費のうち、節11需用費5,000円、節12役務費60万円、節13委託料90万円。引き続き、57ページをお願いいたします。

節15工事請負費180万円、節17公有財産購入費212万1,000円、節22補償補填及び賠償金33万円の合計575万6,000円につきましては、蓮常寺福地線道路整備費でございます。蓮常寺地区への西側からの進入路部分でございま

すが、沖代線の交通渋滞時など迂回路として進入する車両が多く、幅員の狭さが交通安全上、長年の懸案となっておりますが、用地確保のめどがつかしましたので拡幅するものでございます。

目4幹線道路整備事業費、節13委託料700万円につきましては、沖代線歩道整備測量設計委託料であります。ホームセンターアグロから太子陸橋までの区間の歩道拡幅に向けて測量設計を実施するものでございます。節17公有財産購入費2億1,348万5,000円及び節22補償補填及び賠償金500万円につきましては、都市計画道路揖保線用地約1万平方メートルと車庫、倉庫などの移転補償費でございます。

58ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節19負担金補助及び交付金のうち、まちづくり活動助成金150万円につきましては、計画策定団体としてJR網干駅西北及び西南地区にそれぞれ50万円、まちづくり協議会として下阿曾地区に50万円の助成を予定いたしております。

目2街路事業費1,162万5,000円は、街路龍野線整備事業負担金であります。県営事業負担金を要する街路事業としては平成19年度が最終年度となり、以後南北の接続事業は県の道路事業となるものでございます。

目3下水道事業費8億8,158万3,000円につきましては、下水道事業特別会計繰出金が整備事業の終了に伴い消費税の課税対象経費が生じる見通しなどから、前年度対比4,302万4,000円の増7億7,525万8,000円を、前処理場事業特別会計は町債の償還終了などにより、前年度対比2,656万5,000円減の1億632万5,000円を計上いたしております。

59ページをお願いいたします。

目5公園事業費、節17公有財産購入費4,620万5,000円及び節22補償補填及び賠償金6,362万2,000円につきましては、総合公園用地取得費でございます。兵庫県町土地開発公社からの買い戻しと山林の一部を取得するも

のでございます。

60ページをお願いいたします。

目 6 土地区画整理事業費、節13委託料1,200万円につきましては、ＪＲ網干駅西北及び西南地区の土地区画整理事業の調査設計業務経費でございます。

款 9 消防費、項 1 消防費、目 1 常備消防費 3億3,902万3,000円は、たつの市への消防事務委託料であります。平成18年度普通交付税の消防費基準財政需要額の80%にて算出いたしております。

目 2 非常備消防費であります、61ページをお願いいたします。節 9 旅費43万8,000円につきましては、東京にて開催予定の自治体消防の60周年記念式典への参列に要する経費などの計上により、前年度対比で19万8,000円の増となっております。

目 4 災害対策費でございますが、62ページをお願いいたします。

節13委託料1,240万円は、洪水ハザードマップ策定委託料及び地域防災計画の見直し委託料でございます。洪水ハザードマップにつきましては、洪水時の迅速かつ円滑な避難誘導を図るべく浸水想定区域をあらわした地図を全戸配布する予定であります。また、地域防災計画は、平成 9 年の策定以後関係法令の改正や防災環境の変化、国・県の防災計画の変更などとの整合を図る必要がございますので実施するものでございます。

64ページをお願いいたします。

款10教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費、節11需用費のうち、修繕料849万9,000円でございますが、老朽化した太田小学校の受水槽とプールサイドのシートを更新する経費などの計上によりまして、前年度対比498万6,000円の増となっております。

65ページをお願いいたします。

目 2 教育振興費、節 7 賃金のうち、スクールアシスタント賃金につきましては、注意欠陥及び多動性障害児童の在籍する学級支援のため 2 名を配置し、授業の補助などを行うものでございます。節14使用料及び賃借料につ

きましては、各校20台を配置しております教育用コンピューターを更新するものでございます。平成19年 9 月からの 7 カ月分752万3,000円を計上いたしております。

引き続き、66ページをお願いいたします。

節19負担金補助及び交付金は、小学校 5 年生を対象とした自然学校推進事業補助金であります。龍田小24名、斑鳩小学校76名、太田小171名、石海小99名、合計370名での実施を予定いたしております。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費、節11需用費のうち、修繕料900万円でございますが、東中学校におきまして渡り廊下の天井に吹きつけされております岩綿の除去経費などの計上により、前年度対比585万円の増となっております。これは対策が必要とされる基準の見直しに伴い対策措置を講じるものでございます。

引き続き、67ページをお願いいたします。

節15工事請負費1,600万円は、東中学校の下水道接続工事費を計上いたしております。

目 2 教育振興費でございますが、68ページをお願いいたします。

節19負担金補助及び交付金のうち240万円は、トライやる・ウィーク推進事業補助金であります。各中学校 4 クラス、合計 8 クラスで実施予定でございます。

項 4 幼稚園費、目 1 幼稚園管理費でございますが、69ページをお願いいたします。

節15工事請負費1,000万円は、老朽化した太田幼稚園南棟の屋根を466平方メートルにわたって改修するものでございます。

72ページをお願いします。

項 5 社会教育費、目 3 青少年教育費、節 8 報償費のうち79万6,000円、節 9 旅費のうち9,000円、節11需用費のうち15万1,000円、節12役務費のうち 1 万6,000円の合計97万2,000円は、国の施策である放課後子どもプラン事業に位置づけられた放課後子供教室の実施に係る経費でございます。3年後をめどに学童保育園事業及び子供の居場所づくり事業との一体化もしくは連携して実施するもの

で、学校の余裕教室を拠点に安全管理者を配置し、ボランティアなどの活用などにより、地域で放課後児童対策を実施するものでございます。また、平成18年度に整備いたしました太田学童保育園のプレハブに係る経費といたしまして、節11需用費のうち光熱水費29万9,000円、節13委託料のうち警備保障委託料2万1,000円、節14使用料及び賃借料のうち用地借料85万3,000円などを計上いたしております。

76ページをお願いいたします。

目7 会館管理費、節15工事請負費47万3,000円は外灯設置工事であります。会館北側及び西側駐車場までの通路2カ所に設置を予定しております。

78ページをお願いいたします。

目8 歴史資料館費、節15工事請負費11万6,000円は、文化庁の通知により収蔵庫の扉の施錠を二重鍵とし、収蔵品の盗難防止措置が求められておりますので、これに対応する工事を実施するものでございます。

79ページをお願いいたします。

項6 保健体育費、目1 保健体育総務費、節11需用費のうち183万6,000円、節12役務費のうち15万6,000円、節14使用料及び賃借料のうち6,000円の合計199万8,000円につきましては、前年度国民体育大会の開催により中止しておりました町民体育大会の開催経費を計上いたしております。節15工事請負費800万円につきましては、スポーツクラブ整備工事費であります。斑鳩小学校北館の改築工事終了に伴いまして、小学校4校区での最終地区といたしまして斑鳩小学校に整備するものでございます。

80ページをお願いいたします。

目2 体育館費、節13委託料のうち、体育館耐震診断委託料につきましては、公共施設の耐震優先度調査の結果や施設規模などを踏まえまして、災害時の避難場所としても主要施設となります体育館の耐力度を測定するものでございます。節15工事請負費のうち、全国大会出場看板台設置工事費につきましても、

体育館北側の道路に向けて4基の差しかえ式掲示看板を設置するものでございます。ランニング走路床改修工事費は体育館2階のランニングコースの床面が各所で破損しておりますので、東西の直線部分を改修するものでございます。また、ポーチ階段タイル補修工事費につきましては、正面玄関の階段の化粧タイルが剥離するなどしておりますので、これを補修するものでございます。

目3 総合公園管理費であります、81ページをお願いいたします。

節13委託料のうち、陸上競技場芝生管理委託料につきましては、前年度国民体育大会に計上しておりましたものを組み替えたものでございます。

目4 給食センター費であります、82ページをお願いいたします。

節13委託料のうち、給食センター改築基本構想策定委託料につきましては、昭和47年度の建設から34年が経過し、施設の老朽化が進んでおりますので、平成21年度の改築に向けて位置や規模などの基本構想を策定するものでございます。

以上で歳出の詳細説明を終わります。

続きまして……。

○議長（熊谷直行） 助役、ここで休憩とります。

○助役（八幡儀則） そうですか。

○議長（熊谷直行） この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時43分）

（再開 午後3時00分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続いて説明を求めます。

○助役（八幡儀則） 続きまして、歳入の説明を申し上げます。

まず、7ページをお願いいたします。

町税全体の予算額は41億1,463万8,000円で、前年度対比5億2,218万4,000円の増でございます。

9ページをお願いいたします。

款 1 町税、項 1 町民税につきましては、目 1 個人は予算額16億2,707万4,000円で、前年度対比 4 億3,863万5,000円、36.9%の増となっております。これは平成19年から実施される所得税と住民税の税率改正による税源移譲、定率減税の廃止、納税義務者数の増加などによるものでございます。

目 2 法人につきましては、予算額 2 億66万5,000円で、前年度対比3,818万5,000円、23.5%の増となっております。これは業種により多少の差はあるものの、業績の好転による景気回復の兆しが見られることなどから増加を見込んでおります。

項 2 固定資産税、目 1 固定資産税につきましては、予算額20億844万6,000円で、前年度対比9,672万1,000円、5.1%の増となっております。内容といたしましては、土地が7億3,958万3,000円で3,527万円、5.0%の増であります。これは評価額と税を算定する課税標準額に開きがあるため、この開きを解消していく状況から税負担が上昇するものでございます。家屋は 7 億2,914万1,000円で3,378万1,000円、4.9%の増であります。これは前年度の評価替え以降、新增築が増加していることなどによるものでございます。また、償却資産は 4 億8,972万2,000円で1,967万円、4.2%の増となっております。これは昨年末に大手電気メーカーの新たな設備投資があったことによるものでございます。

目 2 国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、予算額478万5,000円で、前年度対比 4 万9,000円、1.0%の減でございます。

10ページをお願いいたします。

項 3 軽自動車税につきましては、予算額 5,908万9,000円で、前年度対比286万3,000円、5.1%の増であります。これはガソリン価格の高騰などを背景に、より燃費効率の良い軽自動車の登録台数が増加していることによるものでございます。総台数は 1 万2,049台で、前年度に比して478台の増を見込んでおります。

項 4 町たばこ税につきましては、予算額 2 億1,457万9,000円で、前年度対比5,417万1,000円、20.2%の減であります。これは健康増進法の施行後、健康に対する意識の高まりや喫煙場所の制約が進んでいる状況に加えまして、昨年 7 月からの税率改正など消費者心理への影響から売上本数が低迷しておりますので、売上本数の見込みを前年度対比で約 2,000万本の減を見込んでおります。

款 2 地方譲与税、項 1 自動車重量譲与税 7,320万円につきましては、平成18年度見込額に地方財政計画上の伸び率97.1%を乗じた額を計上いたしております。

項 2 地方道路譲与税2,620万円につきましては、平成18年度見込額に地方財政計画上の伸び率98.8%を乗じた額を計上しております。

11ページをお願いいたします。

地方譲与税のうち所得譲与税につきましては、先ほど個人町民税の説明で申し上げましたとおり、平成19年度から国から地方への税源移譲が住民税で行われますので、廃止となっております。

款 3 利子割交付金2,230万円につきましては、平成18年度見込額に平成19年度の地方交付税算定上の伸び率104%を乗じた額を計上しております。

款 4 配当割交付金1,960万円及び款 5 株式等譲渡所得割交付金2,150万円につきましては、それぞれ平成19年度の県交付見込額に交付年度の前 3 カ年における県内各市町の個人県民税額の比率を乗じた額を計上いたしております。

款 6 地方消費税交付金 3 億530万円につきましては、平成18年度見込額に19年度の地方交付税算定上の伸び率100%を乗じた額を計上いたしております。

款 7 ゴルフ場利用税交付金650万円につきましては、平成18年度見込額に県税の伸び率 96.4%を乗じた額を計上いたしております。

12ページをお願いいたします。

款 8 自動車取得税交付金7,460万円につき

ましては、平成18年度見込額に19年度の地方交付税算定上の伸び率102%を乗じた額を計上いたしております。

款9地方特例交付金、項1地方特例交付金1,930万円につきましては、平成18年度の児童手当制度の改正による地方負担額の増加に対して創設されました児童手当特例交付金であります。先ほど歳出の44ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目6児童措置費で説明を申し上げましたとおり、平成19年度の制度拡充分を加えた額として計上しております。なお、予算額は前年度対比で8,500万円の減となっておりますが、これは個人住民税における所得割の定率減税廃止に伴いまして、減税補填特例交付金が廃止されたことによります減でございます。

項2特別交付金2,800万円につきましては、ただいま項1特例交付金で説明申し上げました減税補填特例交付金の廃止に対する経過措置として創設され、平成19年度から21年度の期間で交付されるものでございます。なお、予算額は定率減税の廃止による補填額の減少と地方財政計画上の総額をもとに計上しております。

款10地方交付税12億4,600万円は、内訳といたしまして、普通交付税11億3,000万円と特別交付税1億1,600万円であります。普通交付税につきましては、基準財政需要額が51億8,707万7,000円と試算し、基準財政収入額が37億5,149万1,000円、臨時財政対策債振替分2億9,814万円、留保財源744万6,000円を差し引いたものでございます。

13ページをお願いいたします。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金1億3,715万2,000円のうち、保育所児童保育料につきましては、斑鳩保育所では平均保育料1万8,130円に月120名を乗じ、石海保育園では平均2万250円に月50名を、二葉保育園は平均2万450円に105名、安養保育園は平均2万2,520円に月109名、町外への委託保育園は平均2万390円に月150名を乗じた金額にて計上

いたしております。

また、保育所受託運営費負担金であります。また、他市町からの保育児童受け入れ分としまして、斑鳩保育所で0歳児2名と3歳児1名分を、石海保育園で1、2歳児2名と3歳児1名分の計6名分を計上いたしております。

目3教育費負担金、節3社会教育費負担金1,416万円は、学童保育保護者負担金でございます。1カ月当たり8,000円が130名分、4,000円が35名分を計上いたしております。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目2土木使用料、節1道路使用料1,933万2,000円につきましては、電柱等4,493本、540万6,000円、地下埋設1,088万6,000円、その他占用288万5,000円で計上いたしております。

目3教育使用料でございますが、14ページをお願いいたします。

節2幼稚園使用料3,494万4,000円につきましては、龍田で年少13名、年長21名の合計34名。斑鳩で年少48名、年長46名の合計94名。太田で年少93名、年長109名の合計202名。石海で年少43名、年長75名の合計118名であり、全体では年少197名、年長251名の合計448名分を計上いたしております。

15ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節2障害者福祉費負担金につきましては、歳出の40ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目5障害者福祉費で説明申し上げましたとおり、障害者自立支援法の本格施行に伴い事業が整理された結果、項目が減少したものでございますが、前年度対比で1,977万2,000円の増、1億4,751万2,000円を計上いたしております。

16ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金のうち、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金につきましては、歳出の39ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目3老人医療費で説明申し上げました後期高齢者医療制度に係る準備経費への義

務費補助として交付されるものでございます。補助基準額は、全団体共通の基本額620万円に人口に応じて算定した加算額240万30円を加えた860万30円でありまして、2分の1の430万円を計上いたしております。

目3土木費国庫補助金、節2都市計画費補助金のうち、住宅建築物耐震改修等事業補助金143万円は、個人住宅20戸分の耐震診断経費への2分の1補助の27万円に加え、公共施設分としまして、歳出の80ページ、款10教育費、項6保健体育費、目2体育館費で説明申し上げました町民体育館の耐震診断経費への補助金としまして、補助基準限度額348万円の3分の1、116万円を計上いたしております。

目4消防費国庫補助金につきましては、歳出の62ページ、款9消防費、項1消防費、目4災害対策費で説明申し上げました洪水ハザードマップ策定経費への補助金でございます。事業費の3分の1であります290万円を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目6消防費県補助金290万円につきましても、ただいま申し上げました洪水ハザードマップ策定経費への県補助金でございます。

目7教育費県補助金、節1学校費補助金のうち、スクールアシスタント配置事業補助金につきましては、歳出の65ページ、款10教育費、項2小学校費、目2教育振興費で説明申し上げましたスクールアシスタントの配置経費への補助金でございます。補助対象経費265万円の2分の1であります132万5,000円を計上いたしております。

節2社会教育費補助金につきましては、19ページをお願いいたします。

放課後子どもプラン事業補助金であります。歳出の72ページ、款10教育費、項5社会教育費、目3青少年教育費でも説明申し上げました放課後子ども教室の実施経費への補助金でございます。補助対象経費は安全管理員などの設置費79万6,000円と運営事務費5万

円の合計84万6,000円であり、この3分の2に当たる56万4,000円を計上いたしております。

項3委託金、目1総務費委託金、節2徴税費委託金6,200万円は、県民税徴収事務市町交付金でございます。前年度対比では2,557万4,000円増となっております。これは税源移譲に伴い県民税も増加いたしまして、従来の県税払込額と納税義務者数に応じた交付金の算定方法では実際に要する徴収事務費と交付金額が大幅に上回る事態となりますので、納税義務者1名につき3,000円を交付する算定方法に改められるものでございます。なお、平成19年度と20年度は電算システムの改修経費などの初期経費を加味して納税義務者1名当たり4,000円とされており、1万5,500人分を計上いたしております。

20ページをお願いいたします。

款17繰入金、基金繰入金、目2土地開発基金繰入金1億2,000万円につきましては、平成19年度の用地取得経費の所要一般財源相当額を繰り入れるものでございます。主に都市計画道路揖保線の用地及び物件補償費が2億1,848万5,000円に上りまして、国庫補助金を除きました所要一般財源が9,831万9,000円となっております。また、生活道路整備及び総合公園の用地取得に要する一般財源も2,257万8,000円でございます。合計1億2,089万7,000円に対する財源措置として計上させていただいております。

22ページをお願いいたします。

款19諸収入、項4受託事業収入800万円につきましては、歳出の79ページ、款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費で説明申し上げましたスポーツクラブ整備に係る受託事業収入でございます。太子町スポーツクラブ21連絡協議会より事業を受託して実施するものでございます。

項5雑入、目1雑入、節1総務費雑入のうち、自動販売機電気使用料118万4,000円につきましては、役場4台、文化会館4台、保健福祉会館3台、総合公園6台、太田公園2

台、中央公民館 2 台、町民体育館 4 台の合計 25 台分を計上いたしております。省電力型の機器の設置などによりまして、前年度対比 3 万円の減となっております。節 2 民生費雑入のうち、保育所一時的保育事業保育料 987 万 9,000 円につきましては、斑鳩保育所が平均保育料 2 万 510 円で月 14 名分、二葉保育園は平均 1 万 3,280 円で 14 名分、安養保育園は平均 2 万 5,020 円で月 14 名分を計上いたしております。

23 ページをお願いいたします。

款 20 町債、項 1 町債、目 1 土木債、節 1 都市計画事業債 7 億 4,700 万円は、総合公園整備事業債であります。

失礼しました。7,470 万円は総合公園整備事業債であります。起債対象事業費に補助事業分は充当率 90% を乗じた 2,700 万円。単独事業分は 75% を乗じた 4,770 万円を計上しております。

目 2 臨時財政対策債 2 億 9,810 万円につきましては、普通交付税の基準財政需要額の一部振りかえ分として発行するものでございますが、平成 18 年度の発行可能額 3 億 2,956 万 4,000 円に地方債計画上の伸び率 90.5% を乗じた額を計上いたしております。

なお、減税補填債につきましては、12 ページの款 9 地方特例交付金で説明申し上げましたとおり、個人住民税における所得割の定率減税廃止に伴いまして減税補填特例交付金とともに廃止されております。

以上で平成 19 年度兵庫県太子町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 28 議案第 23 号 平成 19 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

○議長（熊谷直行） 日程第 28、議案第 23 号平成 19 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第 23 号平成 19 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

平成 19 年度国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額を 27 億 5,475 万 7,000 円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、国民健康保険税 8 億 1,907 万 5,000 円、国庫支出金 5 億 7,058 万円、療養給付費等交付金 7 億 4,780 万 7,000 円、県支出金 1 億 400 万 3,000 円、共同事業交付金 2 億 5,043 万 3,000 円、繰入金 2 億 5,935 万 1,000 円等であります。

歳出の主な内容につきましては、総務費 6,096 万 7,000 円、保険給付費 18 億 3,476 万円、老人保健拠出金 4 億 1,818 万 5,000 円、介護納付金 1 億 6,180 万 4,000 円、共同事業拠出金 2 億 5,043 万 3,000 円、保健事業費 1,585 万 1,000 円等であります。

詳細につきましては助役より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） 議案第 23 号平成 19 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

11 ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 5,665 万 3,000 円は、人件費と物件費で、国保事業の運営に必要な経常的な経費と平成 20 年度から後期高齢者医療制度が実施されるため、既存の国保保険者システム改修する委託料として 2,730 万円を計上いたしております。前年度より 2,581 万 6,000 円の増額となっております。

目 2 連合会負担金は、県国保連合会負担金

40万円を被保険者割と平等割で、西播支部国保連合会負担金 1 万5,000円を保険者割と被保険者割で算出しております。前年度より3,000円の増額となっております。

項 2 徴税費、目 1 賦課徴収費370万2,000円は、国保税賦課徴収事務のための経常的な経費であります。昨年度より59万9,000円の減額となっております。

12ページをお願いいたします。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費 8 億4,264万4,000円は、過去 3 カ年の平均伸び率に基づき算出しております。前年度より1,894万6,000円の増額となっております。

目 2 退職被保険者等療養給付費 7 億8,106万4,000円は、一般被保険者療養給付費と同様に算出しております。前年度より 1 億1,802万2,000円の増額となっております。

目 3 一般被保険者療養費888万9,000円、目 4 退職被保険者等療養費678万3,000円は、過去 3 カ年の平均伸び率で算出しております。

項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費8,698万9,000円、目 2 退職被保険者等高額療養費7,882万2,000円は、過去 3 カ年の平均伸び率で算出しております。

13ページをお願いいたします。

項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金 1,960万円は、出産件数を56件を見込んでおります。平成18年10月より 1 件当たり30万円から35万円となっております。

項 5 葬祭諸費、目 1 葬祭費513万円は、葬祭件数171件を見込んでおり、1 件当たり 3 万円であります。

款 3 老人保健拠出金、目 1 老人保健医療費拠出金 4 億1,243万3,000円は、本年度概算医療費拠出金に前々年度分を精算して拠出しております。本年度の医療費拠出金は前年度より2,978万6,000円の減額となっております。

14ページをお願いいたします。

款 4 介護給付金 1 億6,180万4,000円は、40歳から64歳までの第 2 号被保険者 1 人当たりの負担金 4 万9,500円に第 2 号被保険者数

3,283人と伸び率を乗じ、さらに前々年度分を精算して算出しております。前年度分より860万円の増額となっております。

款 5 共同事業拠出金、目 1 高額医療費拠出金3,230万7,000円は、高額医療費の共同事業に必要な基準拠出対象額の合計額の見込額に太子町分の拠出率を乗じて算出したしております。

目 2 保険財政共同安定化事業拠出金 2 億1,812万6,000円は、保険財政共同安定化事業に必要な基準拠出対象額の合計額の見込額に太子町分の拠出率を乗じて算出したしております。

款 6 保健事業費は、特定健康診査等実施計画策定委託料として397万4,000円を計上しております。高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者に平成20年度から糖尿病等の生活習慣病に着目した健診及び保健指導を義務づけております。国が示した特定健診等基本方針に基づき保険者は特定健康診査等実施計画を策定し、平成20年度からこの実施計画書に基づき生活習慣病有病者あるいは予備軍を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した健診、保健指導を実施することになっております。また、国保ヘルスアップ事業委託料として880万7,000円を計上しております。これは被保険者の生活習慣病対策を重点的にを行い、生活習慣病の一次予防を中心に位置づけた事業として、個々の被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防を図るものであります。また、被保険者の生活の質の向上を通じた将来的な医療費の伸びの抑制を図ることを目的に個別健康支援プログラムの実施を核とした事業であります。事業期間は 5 年間であります。本年度の保健事業は1,585万1,000円で、前年度より1,348万6,000円の増額となっております。

15ページをお願いいたします。

款 8 公債費155万4,000円は、3 億円を限度に借入れ、借入れ期間は 7 カ月を予定しております。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

6 ページをお願いいたします。

款 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分 4 億 7,116 万 7,000 円は、所得割 6.2%、資産割 25%、均等割は被保険者 1 人につき 2 万 6,700 円、平等割は 1 世帯につき 2 万 7,600 円、賦課限度額 53 万円により課税いたしております。介護納付金分の現年課税分 4,109 万円は、所得割 1.58%、資産割 8.9%、均等割 1 人につき 1 万 400 円、平等割 1 世帯につき 6,200 円、賦課限度額 9 万円により課税いたしております。

目 2 退職被保険者等国民健康保険税についても、課税方式は一般と同様であります。

7 ページをお願いいたします。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 療養給付費等負担金 4 億 5,786 万 9,000 円は、医療給付費分 4 億 282 万 6,000 円と介護納付分 5,504 万 3,000 円の合計額であります。前年度分より 903 万 2,000 円の減額になっております。なお、負担率は 34% であります。医療給付費分の内訳といたしましては、療養給付費負担金は 3 億 634 万 4,000 円で、これは一般被保険者に係る療養給付費等の医療費の総額から保険基盤安定繰入金の 2 分の 1 を控除した金額の 34% 相当額でございます。また、老人保健医療費拠出金負担金は 9,648 万 2,000 円で、これは老人保健医療費から退職被保険者に係る老人医療費拠出金相当額を控除した額の 34% 相当額でございます。介護納付金分は 5,504 万 3,000 円で、介護給付費納付金の 34% 相当額であります。

目 2 高額医療費共同事業負担金は、概算拠出金の 4 分の 1 の負担率で 807 万 6,000 円を計上いたしております。交付基準の改正で前年度より 369 万 2,000 円の減額になっております。

項 2 国庫補助金、目 1 財政調整交付金、節 1 普通調整交付金 9,332 万 8,000 円は、財政調整交付金 6,307 万 1,000 円、老人保健医療費拠出金財政調整交付金 1,929 万 1,000 円、介護納付金財政調整交付金 1,096 万 6,000 円でございます。

ます。前年度より 2,563 万 3,000 円の減額となっております。節 2 特別調整交付金 880 万 7,000 円は、国保ヘルスアップ事業に係る交付金であります。

目 2 後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金 250 万円は、市町村国保保険者システム改修に係る基準額を計上いたしております。

款 4 療養給付費等交付金 7 億 4,780 万 7,000 円は、医療給付費分として退職被保険者等の医療費総額から退職被保険者等に係る保険税を控除した額に退職被保険者等に係る老人医療費拠出金相当額を加えたものでございます。前年度より 1 億 1,606 万 7,000 円の増額になっております。

款 5 県支出金、目 1 高額医療費共同事業負担金は、概算拠出金の 4 分の 1 の負担率で 807 万 6,000 円を計上いたしております。交付基準の改正で前年度より 369 万 2,000 円の減額になっております。

8 ページをお願いいたします。

項 2 県補助金、目 2 財政調整交付金、節 1 普通調整交付金 7,999 万 5,000 円は、財政調整交付金 5,406 万 1,000 円、老人保健医療費拠出金財政調整交付金 1,653 万 5,000 円、介護納付金財政調整交付金 939 万 9,000 円でございます。前年度より 1,078 万 7,000 円の減額になっております。節 2 特別調整交付金 943 万 2,000 円は、医療費通知事業及び住民の健康を図る事業等に係る交付金でございます。

款 6 共同事業交付金、目 1 高額医療費共同事業交付金 3,230 万 7,000 円は、歳出の高額医療費共同事業拠出金と同額の交付金を見込んでおります。前年度より 1,476 万 6,000 円の減額となっております。

目 2 保険財政共同安定化事業交付金 2 億 1,812 万 6,000 円は、歳出の保険財政共同安定化事業拠出金と同額の交付金を見込んでおります。

款 8 繰入金、節 1 保険基盤安定繰入金 8,973 万円は、一般被保険者に係る医療給付費分と介護納付金分の保険税軽減分 7,512 万円と保険者支援分 1,461 万円を繰り入れてお

ります。節 2 職員給与費等繰入金 5,805 万 2,000 円は、総務費に計上しています人件費及び物件費の合計額から繰り入れの対象外経費を控除した額を繰り入れております。節 3 出産育児一時金等繰入金 1,306 万 7,000 円は、出産 1 件につき 23 万 3,000 円を繰り入れております。節 5 その他一般会計繰入金 9,351 万 6,000 円は、国保会計の健全な運営のための財政支援として繰り入れております。前年度より 3,594 万 3,000 円の増額になっております。

本年度の歳入歳出の予算総額 27 億 5,475 万 7,000 円で、前年度より 3 億 5,970 万 3,000 円の増額となっております。

以上で平成 19 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 29 議案第 24 号 平成 19 年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

○議長（熊谷直行） 日程第 29、議案第 24 号平成 19 年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第 24 号平成 19 年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

平成 19 年度介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額を 12 億 4,993 万 4,000 円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料 2 億 8,483 万円、国庫支出金 2 億 2,802 万 8,000 円、支払基金交付金 3 億 4,767 万 8,000 円、県支出金 1 億 7,094 万 4,000 円、繰

入金 2 億 586 万円等であります。

歳出につきましては、総務費 4,380 万 7,000 円、保険給付費 11 億 1,232 万 4,000 円、介護サービス事業費 1,644 万 7,000 円、地域支援事業費 3,716 万 1,000 円等を計上しております。

詳細につきましては助役より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） ただいま上程されました議案第 24 号平成 19 年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

10 ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費については、介護保険事務職員 4 名分の人件費と事務経費を 2,978 万 6,000 円計上いたしております。

目 2 連合会負担金については、兵庫県国民健康保険団体連合会の負担金として 14 万 3,000 円を計上いたしております。

項 2 徴収費、目 1 賦課徴収費については、介護保険料納付書の郵送料など、賦課徴収を行うための費用として 135 万 1,000 円計上いたしております。

11 ページをお願いいたします。

項 3 介護認定審査会費、目 1 介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会を月 4 回、1 年間で 48 回の開催を予定し、介護認定審査会の委員報酬として 312 万 5,000 円計上し、介護認定審査会全体で 345 万 1,000 円計上いたしております。

目 2 認定調査費については、認定調査員賃金 4 名分 371 万 3,000 円計上いたしております。主治医意見書の作成料として新規申請、更新申請と合わせて延べ 1,209 名分の 504 万 8,000 円計上し、認定調査費全体で 907 万 6,000 円計上いたしております。

12 ページをお願いします。

款 2 保険給付費、項 1 介護諸費、目 1 介護サービス費については、在宅の要介護者への訪問介護、通所介護等の居宅介護サービス給付費として 1 カ月に延べ 561 人分 3 億 2,794 万 7,000 円、認知症対応型の通所介護及び共同生活介護などの地域密着型介護サービス給付費として 1 カ月に延べ 33 人分 6,459 万 5,000 円、施設介護サービス給付費では 1 カ月に特養延べ 93 人、老健延べ 37 人、療養型医療施設延べ 37 人分として 5 億 1,221 万 6,000 円、要介護者へケアプランを提供する居宅介護サービス計画給付費については、1 カ月に延べ 280 人分 3,548 万 9,000 円計上いたしております。介護サービス費全体で 9 億 4,985 万 6,000 円計上いたしております。

目 2 予防サービス費については、在宅の要支援と認定された方への訪問介護、通所介護等の介護予防サービス給付費として 1 カ月に延べ 281 人分 8,830 万 1,000 円、地域密着型介護予防サービス費として 1 カ月に延べ 2 人分 556 万 5,000 円、要支援者へケアプランを提供する介護予防サービス計画給付費については、1 カ月に延べ 200 人分 1,149 万 2,000 円計上いたしております。予防サービス費全体で 1 億 1,194 万 5,000 円計上をいたしております。

目 3 高額介護サービス費については、要介護者等の支払う自己負担額が一定額以上になったときに払い戻される高額介護サービス費として 1,609 万 3,000 円計上しております。

目 4 特定入所者介護サービス費については、平成 17 年 10 月から保険適用外となった施設等サービス給付費のうち、居住費と食費について低所得者に対する補足的給付として 3,283 万 8,000 円計上いたしております。

目 5 審査支払手数料については、兵庫県国民健康保険団体連合会に審査委託する際に係る費用として 159 万 2,000 円計上いたしております。

款 3 介護サービス事業費、項 1 介護サービス事業費、目 1 介護サービス事業費については、要支援と認定された方のケアプランを管

理する職員 1 名分の人件費のほか、ケアプラン原案の作成委託料として 472 万 7,000 円計上し、介護サービス事業費全体で 1,644 万 7,000 円計上をいたしております。

13 ページをお願いいたします。

款 4 財政安定化基金拠出金、項 1 財政安定化基金拠出金、目 1 財政安定化基金拠出金については、市町の介護保険財政が安定的に運営されるよう、兵庫県が運営している基金に積み立てるものとして 116 万 8,000 円計上いたしております。

款 5 地域支援事業費、項 1 介護予防事業費、目 1 介護予防事業費については、要支援または要介護となるおそれのある方を対象に介護予防事業の委託料として 1,012 万 5,000 円を計上し、介護予防事業費全体で 1,022 万 3,000 円計上いたしております。

項 2 包括的支援事業費、目 1 包括的支援事業費については、地域包括支援センター職員 3 名分の人件費のほか、成年後見制度精神鑑定委託料 20 万円、地域包括支援センター相談業務委託料 320 万円計上し、包括的支援事業費全体で 2,693 万 8,000 円計上しております。

14 ページをお願いいたします。

款 6 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 基金費については、介護給付費準備基金預金利子及び介護保険料剰余金を積み立てるものとして 3,384 万 2,000 円計上いたしております。

款 7 公債費、項 1 公債費、目 1 利子については、年度中の給付費の急激な増加による財源不足の際の一時借入利子を想定したものととして 18 万 5,000 円計上いたしております。

15 ページをお願いいたします。

款 8 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費については 500 万円計上しております。

次に、歳入について説明をいたします。

6 ページをお願いいたします。

款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 介護保険料については、現年度分として特別徴収対象者 4,890 名分の 2 億 5,307 万 7,000 円、普通徴収対象者 706 名分 3,145 万 3,000 円、介護保険料全体で 2 億 8,483 万円計上いたしております。

ます。

款 2 介護サービス事業収入、項 1 介護サービス事業収入、目 1 介護サービス事業収入については、兵庫県国民健康保険団体連合会から介護予防サービスプラン作成報酬として 1,149万2,000円計上いたしております。

款 3 使用料及び手数料、項 1 手数料、目 1 督促手数料については、介護保険料の督促手数料として1,000円計上いたしております。

款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金については、歳出の款 2 保険給付費で計上しております保険給付費総額の11億1,232万4,000円に定率の負担割合である20%及び施設等給付費については15%を乗じて 1 億9,556万3,000円計上しております。

項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金についても同様に、補助割合である2.02%を乗じて 2,246万8,000円計上いたしております。

目 2 地域支援事業交付金については、保険給付費総額から審査支払手数料を除き、2.3%を乗じた額2,821万5,000円に補助割合である介護予防事業費相当分については25%、包括的支援事業費相当分については40.5%を乗じて999万7,000円計上しております。

7 ページをお願いいたします。

款 5 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金については、保険給付費総額の11億1,232万4,000円に定率の負担割合である31%を乗じて 3 億4,482万円を計上いたしております。

目 2 地域支援事業交付金については、歳出の款 5 地域支援事業費、項 1 介護予防事業費、目 1 介護予防事業費で計上しております 1,022万3,000円から介護予防事業個人負担金を除いた額の922万2,000円に定率の負担割合である31%を乗じて285万8,000円計上いたしております。

款 6 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金については、保険給付費総額11億1,232万4,000円に定率の負担割合である12.5%及び施設等給付費については17.5%を

乗じて 1 億6,594万1,000円計上いたしております。

項 2 県補助金、目 1 地域支援事業交付金については、保険給付費総額から審査支払手数料を除き、2.3%を乗じた額2,821万5,000円に補助割合である介護予防事業費相当分については12.5%、包括的支援事業費相当分については20.25%を乗じて499万8,000円計上いたしております。

項 3 委託金、目 1 総務費委託金については、40歳から64歳までの医療保険未加入者に、いわゆる生活保護者の介護認定審査を兵庫県から委託を受けた際の委託料として 5,000円計上いたしております。

款 7 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金については、介護給付費準備基金預金利子として 9 万3,000円計上いたしております。

8 ページをお願いします。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金については、保険給付事業繰入金として保険給付費及び介護予防事業費に定率の負担割合である12.5%を乗じ、包括的支援事業費については20.25%を乗じた 1 億4,403万8,000円、職員給与費等繰り入れとして3,281万2,000円、事務費繰り入れとして2,405万5,000円、合計 2 億90万5,000円、介護サービス事業繰入金として495万5,000円計上し、合わせて合計 2 億586万円計上しております。

款 9 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金については、前年度繰越金として1,000円計上しております。

款10諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料、目 1 延滞金については、介護保険料延滞金として1,000円計上いたしております。

項 2 町預金利子、目 1 町預金利子については、金融機関利子として1,000円計上しております。

9 ページをお願いいたします。

項 3 雑入、目 1 雑入については、介護保険料返還金4,000円、介護予防事業個人負担金

100万1,000円、合計100万5,000円計上いたしております。

以上で議案第24号平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算についての詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第30 議案第25号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算

○議長（熊谷直行） 日程第30、議案第25号平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第25号平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算について説明を申し上げます。

平成19年度老人保健特別会計の歳入歳出予算の総額を17億4,963万1,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、支払基金交付金9億1,112万9,000円、国庫支出金5億5,220万4,000円、県支出金1億3,784万円、繰入金1億4,389万8,000円等であります。

歳出につきましては、総務費581万2,000円、医療諸費17億4,281万9,000円等を計上しております。

詳細につきましては助役より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） ただいま上程されました議案第25号平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算についての詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1総務費、目1一般管理費は人件費と物件費で、老人保健事業の運営のための経常的な経費でございます。物件費は受診者への年4回の医療費通知、高額医療該当通知等の郵送に係る費用、第三者求償事務取扱手数料、兵庫県国民健康保険団体連合会への老人保健医療事務共同電算処理委託料でございます。第三者求償事務取扱手数料24万円は歳入の第三者納付金455万8,000円に対する手数料で、損害賠償額の5%相当額と消費税でございます。また、老人保健医療事務共同電算処理委託料は年4回発行する医療費通知の作成、毎月の高額医療費算定データ作成等の委託経費でございます。

款2医療諸費、目1医療給付費は17億736万8,000円計上いたしており、前年度より483万9,000円、率にして0.28%の増額になっております。これは75歳到達で老人保健に加入される方が10月より新たに増えるためで、過去4カ年の平均伸び率に増加分を加味して算出したものでございます。

目2医療費支給費は2,847万9,000円を計上しており、前年度より42万4,000円、率にして1.47%の減額になっております。過去3カ年の平均伸び率より算出したものでございます。

目3審査支払手数料697万2,000円につきましては、前年度より2.53%の減額になっております。

続きまして、6ページの歳入をお願いいたします。

医療費交付金、医療費負担金の額は、歳出の医療給付費、医療費支給費のそれぞれの額に補助率を乗じて算出いたしております。

款1支払基金交付金、目1医療費交付金9億424万6,000円は前年度より4.46%減少しておりますが、現年については同額程度であります。

目2審査支払手数料交付金688万3,000円は、支払基金分91万3,000円、国保連合会分

597万円であります。

款 2 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 医療費負担金 5 億5,136万2,000円は前年度より4.71%減少しておりますが、現年については同額程度でございます。

項 2 国庫補助金、目 1 事務費補助金84万2,000円は老人医療費適正化推進事業事務費補助金であり、前年度交付申請額より4.3%の減額であります。

款 3 県支出金、目 1 医療費負担金 1 億3,784万円は前年度より4.71%減少しておりますが、現年については同額程度でございます。

7 ページをお願いいたします。

款 4 繰入金、目 1 一般会計繰入金 1 億4,389万8,000円は一般会計からの繰り入れでございます。

款 6 諸収入、項 2 雑入、目 1 第三者納付金455万8,000円は、交通事故などによる医療費を損害賠償額として収入する見込額を計上しております。収入額は年度ごとに変動が大きいため、過去3カ年の平均を計上いたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第31 議案第26号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（熊谷直行） 日程第31、議案第26号平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第26号平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について説明を申し上げます。

平成19年度墓園事業特別会計の歳入歳出予算の総額を1,906万1,000円と定めるものであります。

歳入の内容としましては、使用料及び手数料1,905万9,000円等であります。

また、歳出につきましては、墓園事業費1,906万1,000円を計上しております。

詳細につきましては助役より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） 議案第26号にて上程しました平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算についての詳細説明を申し上げます。

まず、7ページの歳出から説明をさせていただきます。

款 1 の墓園事業費でございますが、目 1 の一般管理費につきましては、募集などによる経費として20万2,000円、一般会計への繰出金として936万1,000円を計上し、本年度は956万3,000円の計上でございます。

目 2 の墓園管理費は、墓園の維持管理に係る費用でございます。節11の需用費、修繕料につきましては、区画プレートの修繕料を計上いたしております。節13の委託料につきましては、清掃管理業務委託についてはシルバー人材センターに予定をいたしております。植樹の管理業務委託でございますが、薬剤防除、生け垣の剪定等でございます。車どめの開閉業務委託については地元自治会に予定しております。委託料としましては597万2,000円計上でございます。

次に、6ページの歳入を説明させていただきます。

款 1 使用料及び手数料でございますが、項 1 の使用料の目 1 墓園使用料につきましては、18基分の予算化としまして1,332万円を計上いたしております。

項 2 の手数料の目 1 墓園手数料につきましては、843基分として573万9,000円を計上い

たしております。

以上で平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算についての詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第32 議案第27号 平成19年度  
兵庫県太子町下水道事業  
特別会計予算

○議長（熊谷直行） 日程第32、議案第27号平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第27号平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。

平成19年度における下水道事業特別会計予算の歳入歳出予算の総額は14億3,271万2,000円であります。前年度対比16.4%の減となっております。

歳入の主な内容としましては、分担金及び負担金310万3,000円、使用料及び手数料4億2,555万円、繰入金7億7,525万8,000円、町債2億2,780万円等であります。

歳出につきましては、下水道費3億9,598万4,000円、公債費10億3,672万8,000円を計上いたしております。

次に、債務負担行為として水洗便所改造資金融資制度における金融機関の損失補償を設定しております。その他、地方債を3件設定しております。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） ただいま上程されました議案第27号平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算の詳細説明を申し上げます。

10ページの歳出からお願いします。

款1下水道費、目1一般管理費、節11需用費の修繕料として100万円の計上をしております。これは平成12年度から設置してきましたマンホールポンプの使用年限の一定期間経過したことから、運転管理に支障なく対応するための予算計上でございます。節13委託料につきましては、下水道水質検査委託、雨水幹線等の土砂浚渫作業委託、平成9年度供用開始区域の下水道管洗浄委託、マンホールポンプ15カ所の点検委託、そして当初布設しております下水道管路の劣化状況把握の調査委託、停電時のマンホールポンプ稼働用発電機の保守点検料、合わせて1,100万6,000円を計上いたしております。節14使用料及び賃借料では、災害時において迅速かつ確な対応をするため、マンホールポンプ稼働用発電機のリース料として76万3,000円を計上いたしております。節15工事請負費では、美原台区域の公共下水道接続により、今まで処理水を放流してきた放流管の閉塞工事、施設の維持補修工事の経費として250万円を計上いたしております。節18備品購入費では、管渠点検による入孔時の事故防止対策のため、ガスモニター購入の経費を計上いたしております。節19負担金補助及び交付金では、揖保川浄化センターへの揖保川流域下水道維持管理負担金1億7,709万4,000円と、次のページの下水道使用料徴収事務負担金2,094万8,000円が主なものでございまして、総額2億94万7,000円を計上いたしております。節27公課費として、本年度より消費税の課税対象の見込みから1,000万円を計上いたしております。

続きまして、目2公共下水道事業費、節13委託料につきましては、下水道工事の後で工作物等に影響が出たときの物件調査委託、

下水道情報化システム作成委託、雨水基本計画の策定業務委託等で2,062万4,000円を計上いたしております。節15工事請負費は、面整備工事において公共ますが設置できなかったところのます設置工事費、新たな下水道管布設工事費、浸水対策による雨水1号枝線ゲート設置工事費等、合わせまして5,170万円を計上いたしております。節19負担金補助及び交付金では、汚水長松幹線管渠築造工事負担金として1,696万9,000円を計上いたしております。

次に、12ページをお願いします。

目3合併処理浄化槽整備費は、下水道事業で整備するには費用対効果、また地形上困難なところについて暫定的に整備するため、3基程度の合併浄化槽設置工事費及び管理委託費を計上いたしております。

目4流域下水道事業費につきましては、揖保川浄化センターの改築工事でA系の中央監視電気設備工事、沈殿池機械改修工事、管渠補修工事、B系の沈殿池覆板設置工事など1,683万6,000円の負担金を予定しております。また、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業の償還金につきましては、前処理場特別会計と案分しまして2,003万円を計上しております。これは前年度償還金と比較しますと106万1,000円の減額となっております。

続きまして、8ページの歳入をお願いします。

款1分担金及び負担金、目1下水道費負担金につきましては、猶予取り消し、平成17年度に賦課しました分割納付金等210万3,000円を過年度負担金としまして100万円、合計310万3,000円を計上いたしております。

款2使用料及び手数料、目1下水道使用料につきましては、平成18年12月までの実績を勘案しまして330万6,000立方メートルの有収水量を想定しまして4億2,330万9,000円、下水道過年度使用料としまして200万円を予定し、合計4億2,530万9,000円を計上しております。

款3繰入金につきましては、7億7,525万

8,000円を計上いたしております。前年度比4,302万4,000円の増となっております。

次に、9ページをお願いします。

款6町債につきましては、公共下水道事業債5,050万円、流域下水道事業債1,630万円、資本費平準化債1億6,100万円、合わせまして合計2億2,780万円の地方債を予定しております。対前年度比2億4,170万円の減となっております。

次に、5ページの地方債でございますが、町債と同様の限度額を設定いたしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第33 議案第28号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算

○議長（熊谷直行） 日程第33、議案第28号平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第28号平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算について説明を申し上げます。

平成19年度における前処理場事業特別会計の歳入歳出予算総額は1億2,002万3,000円であり、前年度対比18.8%の減であります。

歳入の主な内容としましては、使用料及び手数料1,209万6,000円、繰入金1億632万5,000円、町債160万円等であります。

歳出につきましては、前処理場費1億90万7,000円、公債費1,911万6,000円を計上しております。また、地方債を1件設定しております。

詳細につきましては経済建設部長より説明

申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） ただいま上程されました議案第28号平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算の詳細説明を申し上げます。

8ページの歳出からお願いします。

目1前処理場管理費、節11需用費の修繕料として機械設備等の交換修繕に324万5,000円を計上しております。節13委託料につきましては、前処理場運転管理業務委託、年4回の水質分析委託、設備の法定点検業務委託等、合わせまして5,931万3,000円を計上しております。節19負担金補助及び交付金につきましては、揖保川浄化センターへの維持管理負担金を1立方メートル当たり115円としまして、水量は8万4,000立方メートルを予定し、1,018万円を計上しております。

次に、9ページをお願いします。

目2流域下水道事業費につきましては、揖保川流域下水道建設負担金、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業の償還、建設の負担金及び汚泥焼却負担金を合わせまして、合計842万2,000円を計上いたしております。対前年度比153万6,000円の減となっております。

7ページの歳入をお願いします。

款1使用料及び手数料、目1下水道使用料につきましては、1年間で5万7,600立方メートルの水量を見込みまして、1立方メートル当たり18年度と同額の210円で1,209万6,000円を計上しております。

款2繰入金につきましては、一般会計より、対前年度比2,656万5,000円減額の1億632万5,000円をお願いしております。

款5町債につきましては、揖保川流域下水道事業の建設負担としまして160万円の起債を予定いたしております。

次に、4ページをお願いします。

第2表地方債では、町債と同様の限度額を設定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたしますします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第34 議案第29号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計予算

○議長（熊谷直行） 日程第34、議案第29号平成19年度兵庫県太子町水道事業会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第29号平成19年度兵庫県太子町水道事業会計予算について説明を申し上げます。

平成19年度の水道事業会計におきます第3条予算の営業収益は4億5,644万1,000円を見込み、事業収益全体としては4億5,846万4,000円としております。

一方、事業費用においては、動力費、受水費、支払利息、人件費、減価償却費、資産減耗費が全体の82%を占めており、これらの費用は今後も増加傾向にあります。事業費用の見込額は5億5,122万4,000円であり、事業収益に対する決算見込額は9,276万円が当年度純損失になると予測しており、新年度における経営は非常に厳しいものになっております。

次に、第4条予算の資本的支出につきましては、配水施設改良費3,393万2,000円、固定資産購入費488万9,000円、企業債償還金3,443万5,000円であり、支出総額7,325万6,000円を予定しております。その財源として、資本的収入において工事負担金100万円を予定しております。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,225万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしておりま

す。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） ただいま上程されました議案第29号平成19年度兵庫県太子町水道事業会計予算の詳細説明を申し上げます。

予算書1ページ、第2条、業務の予定量でございますが、(1)給水戸数につきましては、前年、前々年実績をもとに、家事用で2.1%、業務用で1.1%の伸びを見込み、全体で291戸増の1万2,397戸を予定しております。(2)年間総給水量については、家事用、業務用の落ち込み、工場用の大幅な落ち込みの予測と給水実績等から推定し、前年度対比83万2,000トン減の555万8,000トンを見込んでおります。(4)主要な建設改良事業といたしましては、消火栓の移設工事、老原水源地の舗装工事、制水弁の設置工事を予定しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額、第4条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、17ページ以降の参考資料の方で説明させていただきます。

次に、水道事業会計予算に関する説明書4ページ収益的収入及び支出、5ページ資本的収入及び支出の実施計画につきましては、後ほど参考資料で説明させていただきます。

5ページの下欄は、平成19年度の資金計画で、年度中の受け入れ支払いの現金収支予定を表示しております。翌年度への繰越額は4億8,555万4,000円を見込んでおります。

6ページから10ページまでにつきましては、給与費の明細書でございますが、一般会計に準拠したもので、職員9名の人件費の支給方法でございます。

11ページ、12ページは、平成18年度の予定貸借対照表でございます。

13ページ、14ページは、平成18年度の予定損益計算書でございます。決算見込みといたしましては、5,697万2,000円の損失を見込んでおります。

次に、15ページ、16ページでは、平成19年度予算を完全に消化した場合の予定貸借対照表でございます。

続きまして、参考資料の17ページに入らせていただきます。

収益的収入の部ですが、主なものを説明申し上げます。

収益の大宗をなす目1給水収益、節1水道使用料は、家庭用、業務用の落ち込み、工場用にあっては大幅な落ち込み予測、そして前年の実績、経済情勢等を勘案し、4億1,346万3,000円を見込み、有収水量では500万2,440トンを見込んでおり、この内訳といたしましては、家事用で306万5,568トン、業務用では74万3,232トン、工場用では119万3,640トンでございます。

目3その他の営業収益、節3他会計負担金は、消火栓維持管理負担金として300万円、下水道使用料徴収事務費として2,094万7,000円の合計2,394万7,000円でございます。節4加入金につきましては、新規の申込件数を13ミリで240件、20ミリで24件を見込み、1,537万2,000円を予定しております。

18ページ、項営業外収益、目1受取利息及び配当金においては、この収益につきましては昨今の金融情勢により低額でございますが、普通預金の受取利息及び資金運用の配当金として201万1,000円を見込んでおります。

次に、19ページ、収益的支出でございます。

目1原浄水費は、浄水場、水源地関係の維持管理に要する経費でございます。節8光熱水費では、老原浄水場等の下水道使用料601万3,000円を計上しており、節10委託料としましては、水源地施設の休日及び夜間の運転管理業務の委託経費、水質検査については、一般検査10項目を毎月、消毒副成物検査を10項目は年3回、クリプトスポリジウム検

査は年6回、全項目検査としては、原水40項目、供給水50項目を年1回、農薬101項目を年1回、検査実施の委託経費、電気計装設備機器保守管理委託として、各水源地、配水池の電気計装設備の維持補修に関する点検業務等、合わせて1,384万5,000円を計上しております。節12修繕料については、吉福水源地中継ポンプ場のポンプ等のオーバーホール、吉福水源地の送水管の取りかえ等を予定しています。節14動力費は、浄水場、各水源地、中継ポンプ場の電気代で、給水量の落ち込み等により、前年度対比1,800万円減の4,800万円の計上となっております。節17受水費でございますが、西播磨水道企業団から年間20万3,000トン、兵庫県企業庁から1日最大2,000トン、年間51万2,400トンを受水し、年間を通して安定供給に努めてまいります。

次に、目2配水費でございますが、この科目は配水管等配水施設の維持管理に関する経費でございます。節5委託料では、水道施設管理データ更新業務委託経費、節8路面復旧費においては、水道工事跡舗装復旧工事の増により、前年度対比31万8,000円増の588万円を予定し、節12調査費では、漏水調査の経費を計上しております。

21ページの目3給水費につきましては、給水サービスに要する経費でございます。節10委託料において、検査満了メーターの交換件数の増により、前年度対比236万1,000円増の830万円となっております。

次に22ページ、目4総係費は、全体の事務的な経費を計上しております。資本的支出で計上しておりました職員1名の人件費の組み替え等により、前年度対比1,050万9,000円の増となっております。

目5減価償却費は、規定の処理計算方法により積算しており、前年度対比54万5,000円の増となっております。

23ページ、目7その他営業費用の材料売却原価では、量水器購入として検満量水器の交換用及び新規用の合計2,692個を予定しており、前年度対比642万1,000円増の920万

4,000円となっております。

項営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費、節1企業債利息は、財務省財政融資資金、公営企業金融公庫からの借入利息として3,786万6,000円を予定しており、前年度対比232万9,000円の減となっております。

次に25ページ、資本的収入の部です。

目1工事負担金として、給水工事負担金100万円を予定しております。

26ページ、資本的支出の部です。

目1配水施設改良費、節4工事請負費については、消火栓移設工事、老原水源地ほかの舗装工事、制水弁設置工事等を予定しております。

目2固定資産購入費、節1機械及び装置購入費は、吉福水源地の送水ポンプ、取水ポンプの更新、予備機の購入を予定しております。

次に、目1企業債償還金については、財務省財政融資資金にあつては17件、公営企業金融公庫17件であり、前年度対比2,466万9,000円減の3,443万5,000円を予定しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第35 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（熊谷直行） 日程第35、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に八幡儀則助役を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました八幡儀則助役を兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました八幡儀則助役が兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました八幡儀則助役が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

八幡儀則助役。

○助役（八幡儀則） お受けいたします。

○議長（熊谷直行） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は3月2日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

（散会 午後4時41分）